

(資料2)

Town of Ashiya City Planning Master Plan

芦屋町 都市計画 マスタープラン

平成30年3月

芦屋町

はじめに

本町は、福岡県の北端に位置し、東西 4.4km、南北 5.3 km、11.60km²の行政面積を有しています。航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めており、実質的な行政面積は約7km²のコンパクトな町です。

また、遠賀川を挟んで東側の千畳敷や奇岩の連なる海岸線は「奇岩景勝」、西側の白くきめ細やかな砂浜の広がる海岸線は「白砂青松」と謳われ、美しい海岸を持つ自然環境に恵まれた町です。

これまで、本町では平成12年に策定した「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づきまちづくりを進めてきましたが、策定より18年が経過し、町内の都市計画や社会環境の変化などへの対応が求められています。このため、少子高齢化や自然災害への対応、地球環境への配慮などこれまでの取り組みに加え、社会情勢の変化に対応した持続可能な都市づくりを推進していく必要があります。

また、本町には、豊かな水辺環境や緑が数多く残されていることから、はまゆう群生地をはじめとした貴重な自然を住民共有の財産として後世に残していくとともに、今後も自然環境との調和や地域資源の活用を図っていく必要があります。

こうした観点から、現状との整合を図るとともに、将来の土地利用におけるまちづくりの基本方針を示すため「芦屋町都市計画マスタープラン」の改定を行いました。

今後は、住民・事業者・行政などが適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力をあわせて進めていく、協働による取り組みを進めるため、「芦屋町都市計画マスタープラン」で示した課題や方針を共有しながら、将来都市構造の実現に向け取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました皆さま、多大なご尽力をいただきました芦屋町都市計画審議会委員の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成30年3月

芦屋町長 波多野 茂丸



芦屋町都市計画マスタープラン

《目 次》

序章 はじめに

序－１ 策定の目的および計画の基本事項	１
１．「都市計画マスタープラン」策定の目的	１
２．「都市計画マスタープラン」の位置づけ	１
３．「都市計画マスタープラン」の見直しの背景	２
４．計画の構成	２
５．計画の目標年次・人口	３
６．上位計画および主な関連計画	４

第１章 都市の現況と課題

１－１ 都市の現況	１１
１．概況	１１
２．人口の動向	１２
３．土地利用	１８
４．産業	２２
５．交通体系	２５
６．都市環境	３０
７．景観	３１
１－２ 都市づくりの主要課題	３２
１．土地利用に関する課題	３２
２．都市環境・自然環境に関する課題	３２
３．交通体系に関する課題（道路・公共交通）	３３
４．景観に関する課題	３３

第２章 全体構想

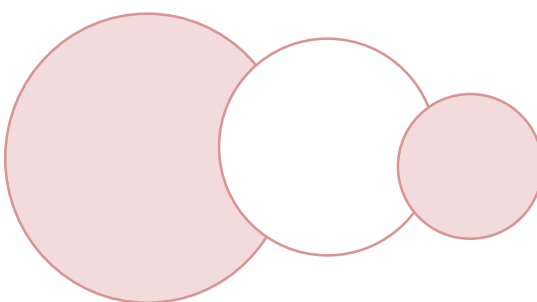
２－１ 基本構想	３７
１．基本理念	３７
２．都市づくりの目標	３７
３．将来都市構造	３８

2-2 都市づくりの方針	42
1. 土地利用	43
2. 公園緑地	47
3. 環境形成	48
4. 都市防災・防犯	50
5. 交通	52
6. 景観	55

第3章 都市づくりの実現に向けて

3-1 協働による都市づくりの推進	59
3-2 効果的・効率的な都市づくりの推進	60
3-3 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し	61

序章 はじめに



序章 はじめに

序-1 策定の目的および計画の基本事項

1. 「都市計画マスタープラン」策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定による、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、芦屋町の都市づくりに関する基本的な方針を示すことを目的としています。

具体的には、都市づくりの現状や芦屋町総合振興計画などを踏まえ、20 年後の「目指すべき都市の将来像」を定めるとともに、土地利用や都市施設など（道路、公園、上下水道など）の整備方針を示しており、今後の都市づくりの道筋となるものです。

役割

- ①住民との合意形成を図りながら、実現すべき都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにする
- ②都市計画道路、用途地域、都市計画区域などの見直しなど都市計画の決定・変更の指針となる
- ③土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの都市計画相互の調整を図る

2. 「都市計画マスタープラン」の位置づけ

都市計画マスタープランは、芦屋町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」との整合を図るとともに、「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などに即したものである必要があります。

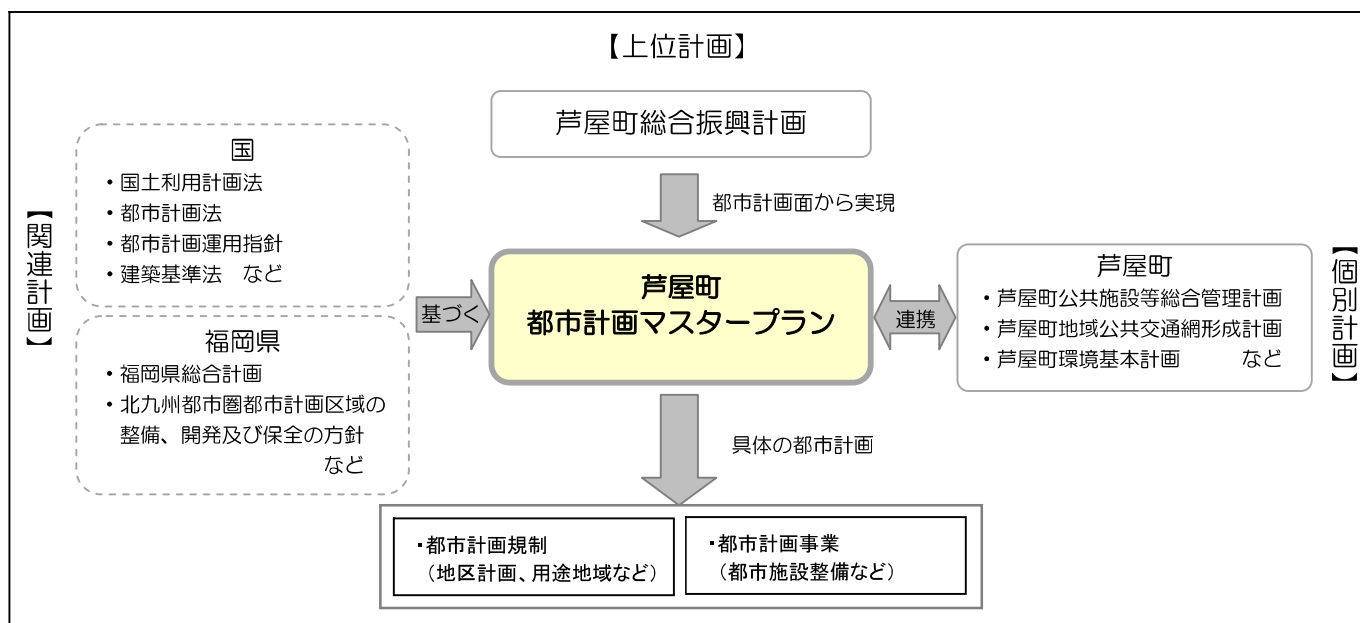


図 都市計画マスタープランの位置づけ

3. 「都市計画マスタープラン」の見直しの背景

芦屋町の都市計画マスタープランは、平成12年（2000年）3月に策定し、これに基づき都市づくりを進めてきました。しかし、平成30年（2018年）現在で計画策定から18年が経過し、町内の都市計画や社会環境などの変化に対応するため、現状との整合を図るとともに、将来の土地利用における都市づくりの基本方針を示すために見直しを図ることとしました。

見直しの背景

① 社会情勢が著しく変化している

- ・人口減少と少子高齢社会の進展への対応
- ・厳しい財政状況の中での効果的な都市づくり
- ・地球環境規模での環境問題に対する意識の高まり
- ・安全安心に対する意識の高まり など

② 都市計画マスタープランに関わる各種計画の改定にあわせた見直しが必要である

- ・第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画（平成28年（2016年）3月）
- ・北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成29年（2017年）1月）など

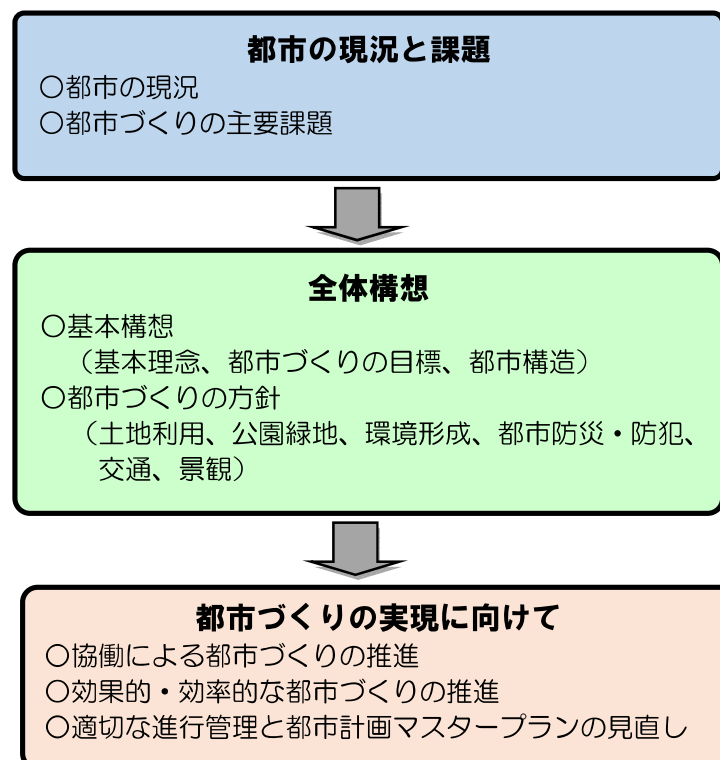
③ 新たな課題への対応や人口減少を抑制する移住・定住の推進が必要である

- ・周辺地域の環境に配慮した適正な土地利用
- ・空家・空地の有効活用、既存施設の再編や居住環境の整備および改善
- ・現状を踏まえた都市計画の見直し（都市計画道路、用途地域） など

4. 計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市の現況と課題」、都市づくりの指針となる「全体構想」、「都市づくりの実現に向けて」により構成します。

【都市計画マスタープランの構成】



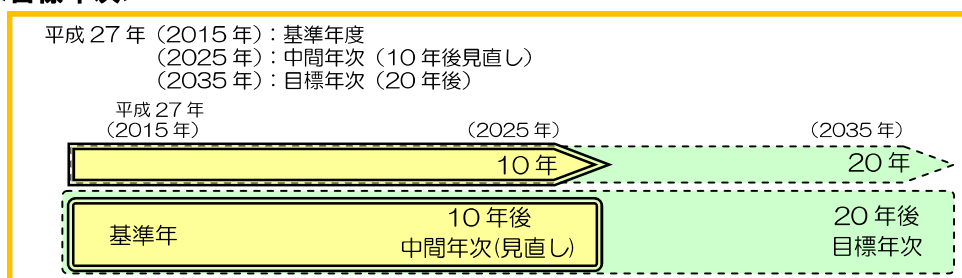
5. 計画の目標年次・人口

(1) 計画の目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市づくりの基本方針を示すものであり、「第5次芦屋町総合振興計画 後期基本計画」（平成 28 年（2016 年）3 月）との整合を図るとともに、「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 29 年（2017 年）1 月）を踏まえて設定します。また、将来人口の基本となる「芦屋町人口ビジョン」における基準年次や国勢調査の調査年次を踏まえ、都市計画マスタープランの基準年次を平成 27 年（2015 年）とし、**目標年次を 20 年後の 2035 年**とします。

ただし、都市づくりには、長期的な視点で継続的に進める必要があることから、本計画では、目標年次を超える中長期的な方針も含んだ内容とします。

<目標年次>



(2) 目標人口

芦屋町の人口は、平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在の国勢調査によると 14,208 人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所準拠の人口推計では、2060 年には 7,479 人まで減少することが見込まれています。

しかし、「芦屋町人口ビジョン」では、「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める施策などを積極的に展開することにより、人口の将来展望を 2060 年に 10,216 人と設定し、この推計による 2035 年の人口を、11,948 人としています。

このため、都市計画マスタープランにおける目標人口についても 11,948 人と設定します。

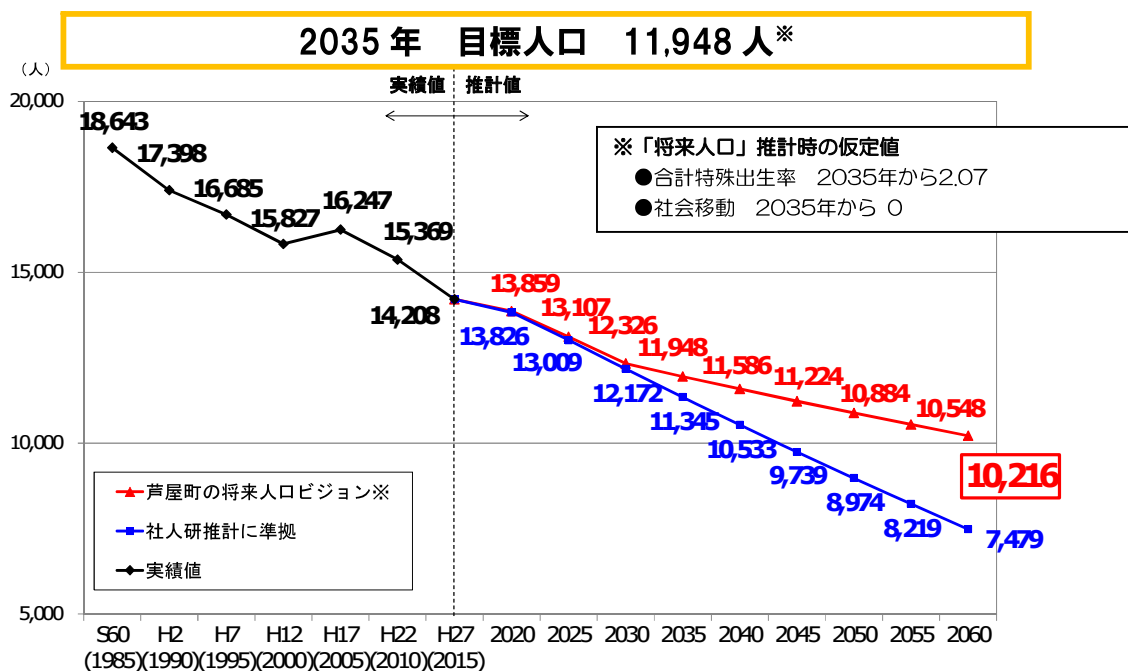


図 芦屋町の人口の将来展望グラフ

※芦屋町人口ビジョンでは平成 27 年（2015 年）以降の数値が推計値となっているが、平成 27 年（2015 年）国勢調査が公表されたため、上記グラフでは平成 27 年（2015 年）を実績値に置き換えている。

6. 上位計画および主な関連計画

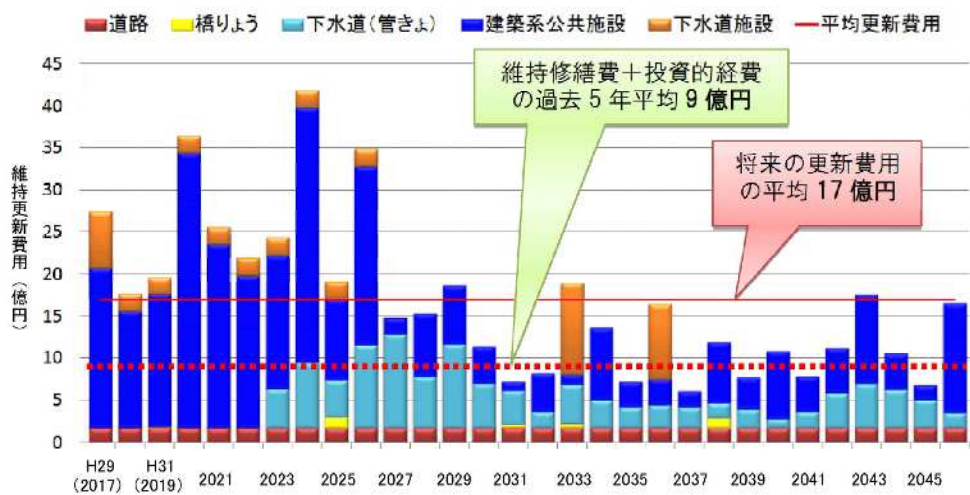
- (1) 第5次芦屋町総合振興計画（平成23年（2011年）4月策定）
後期基本計画（平成28年（2016年）3月策定）

計画年度	- 第5次芦屋町総合振興計画：2011～2020年度 - 第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画：2016～2020年度
芦屋町の将来像	魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや
施策の大綱	1 住民とともに進めるまちづくり 2 安全で安心して暮らせるまち 3 子どもがのびのびと育つまち 4 いきいきと暮らせる笑顔のまち 5 活力ある産業を育むまち 6 環境にやさしく、快適なまち 7 心豊かな人が育つまち

基本計画の体系（後期基本計画）



(2) 芦屋町公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）

計画期間	2017～2046 年度までの 30 年間
更新費用 推計結果	・30 年間の更新費用総額：507 億円（年平均 17 億円） ・過去 5 年間の平均投資額：9 億円 ・年間差額 8 億円  図 1-23 公共施設等の更新費用推計 ※競走場施設除く ※競走場施設は建築系公共施設全体の約3割の延床面積を占め、これを含めてしまうと全国の類似団体との比較ができないため
公共施設等マネジメント目標	将来の更新に対する計画的な取り組み 有効活用の視点に基づく維持管理の推進 行政サービス水準の検討と官民連携・広域連携の推進
数値目標	今後30年間で建築系公共施設の延床面積を 25% 削減

(3) 福岡県総合計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）

目標	「県民幸福度日本一」の福岡県 ・「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させ、昨日より今日、今日より明日は良くなると将来に夢や希望が持てる社会を構築していきます。 ・厳しい試練に直面する日本にあって、「元気を西から」の考えのもと、本県の持つ力と強みを最大限に発揮し、これからの復興と国力の維持・発展の一翼を担うとの気概を持ち、幸福を実感でき元気な福岡県を県民の皆様とともにつくっていきます。
計画期間	・2017～2021 年度
取組方針	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出 2 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること 3 高齢者や障がい者が安心してはつらつと生活できること 4 女性がいいきと働き活躍できること 5 安心して子育てができること 6 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること 7 誰もが元気で健康に暮らせること 8 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること 9 環境と調和し、快適に暮らせること 10 豊かな文化を楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること
施策についての視点	「10の事項」を基本として、時代の潮流や福岡県の強みを踏まえて、次の3つの視点から、具体的な施策を展開します。 ・アジアの活力を取り込み、アジアとともに発展する。 ・それぞれの地域が特色を活かし、地域の経済を活性化させ元気になる。 ・生活者の視点を大事にし、一人ひとりの幸福実感を向上させる。

(4)「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成29年(2017年)1月策定)

(北九州広域都市計画区域、遠賀広域都市計画区域、京築広域都市計画区域)※芦屋町は遠賀広域都市計画区域

都市づくりの 基本理念	1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を支える集約型の都市づくり 2) 産業の多様化、交流の活発化による、にぎわいと活力のあるまちをつくる 3) 自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める 4) 住民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める 5) 自立し、共生し、連携しあう都市をつくる
都市づくりの 目標	「北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、 国際的な技術集積都市圏をめざす北九州都市圏」
目標年次	2030年(おおむね20年後) (但し、区域区分は10年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね10年以内を想定)
範囲	北九州広域都市計画区域：北九州市の一部、中間市、苅田町の一部 遠賀広域都市計画区域：岡垣町、遠賀町、水巻町、芦屋町 京築広域都市計画区域：行橋市、豊前市の一部、吉富町、みやこ町の一部、築上町の一部
区域区分 の有無	本圏域の各都市計画区域の区域区分は、北九州広域都市計画区域に区域区分を定めます。その他の2都市計画区域(遠賀広域都市計画区域、京築広域都市計画区域)は、区域区分を定めません。 ◆遠賀広域都市計画区域 本区域は、これまで区域区分制度の適用がなされていない区域である。 都市計画区域内人口は一体の都市として一定規模の潜在能力を持つ目安である10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。また、一部地域でDID区域※の指定がなされており、産業などの動向は若干の増加傾向を示しているが、地理的条件により無秩序な市街化が拡大する可能性は低いと判断する。 ※DID区域(人口集中地区)とは、人口密度が高い地区のことで、人口密度4千人/㎢以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、あわせて人口5千人以上を有する地区のこと。



図 将来像図

凡例	
市街地ゾーン	高速道路軸
自然環境保全ゾーン	IC
田園集落ゾーン	主要道路軸
流通・工業ゾーン	鉄道
海の自然軸	主要河川
	水と緑のネットワーク
	広域拠点の概ねの位置
	拠点の概ねの位置
	緑とレクリエーションの拠点

第1章 都市の現況と課題

第1章 都市の現況と課題

1-1 都市の現況

1. 概況

福岡県の北部に位置する芦屋町は、東を北九州市に隣接し、響灘を望む遠賀川の河口に広がる町です。町域は東西 4.4km、南北 5.3km、行政面積 11.60 km²となっていますが、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3 分の 1 を占めています。また、道路網については、町の中央を国道 495 号が東西に走っています。

芦屋町は豊かな自然に恵まれ、特に玄海国定公園を望む海岸線は美しく、遠賀川をはさんだ東側には千畳敷や奇岩の連なる海岸線、西側は白い砂浜の広がる海岸線と変化に富んでいます。このため、北九州市を中心とした都市圏の海洋レジャータウンとして、多くの観光客が訪れています。

また、古くから茶の湯釜の名品として知られる芦屋釜は国指定重要文化財に指定されており、そのほか数多くの歴史・文化資源を有しています。

生活環境では、公共下水道の普及率は 99.9%と快適な居住環境にあり、北九州市はもちろんのこと福岡市の通勤圏となっています。

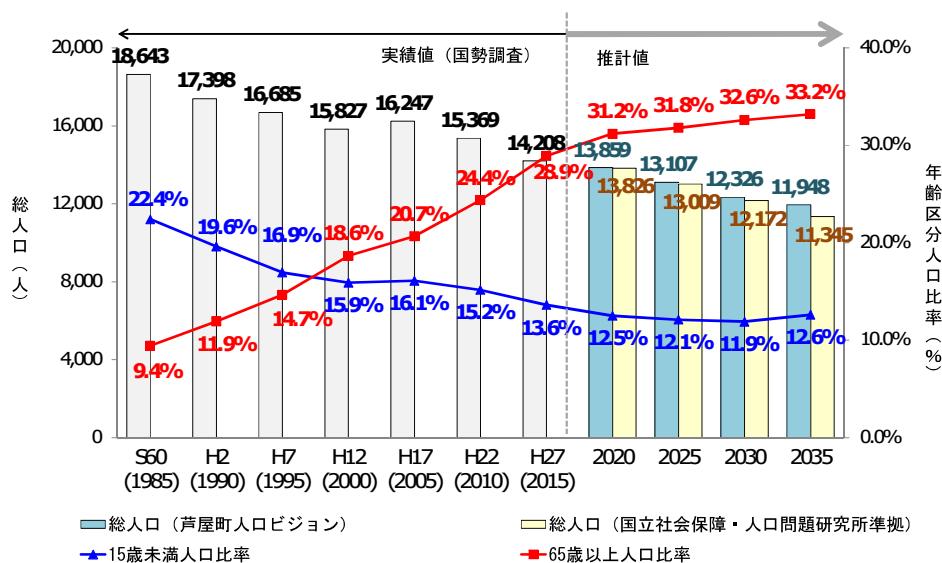


図 芦屋町の位置

2. 人口の動向

(1) 人口の推移

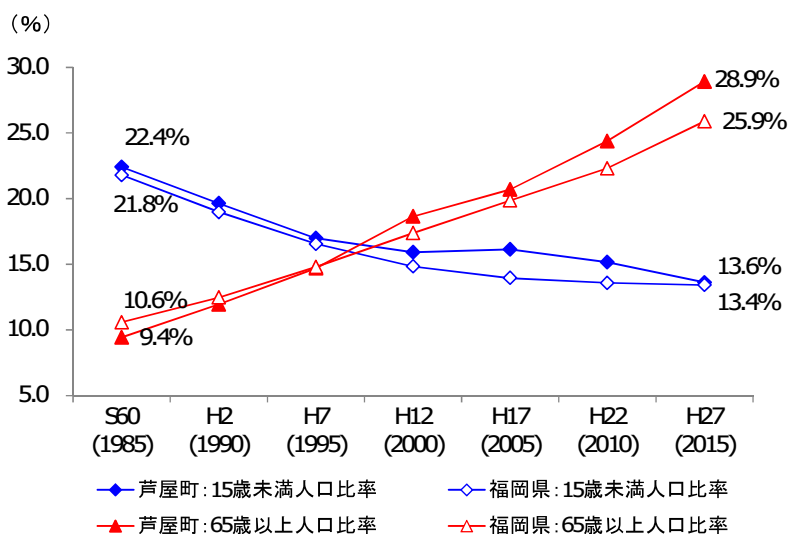
- 平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在の国勢調査による人口は、14,208 人となっていますが、2035 年には、芦屋町人口ビジョンでは 11,948 人、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計では 11,345 人まで減少することが見込まれています。
- 65 歳以上の高齢化率は、平成 27 年(2015 年)現在 28.9%となっており、福岡県(25.9%)より高く、増加傾向で、2035 年には 33.2%(約 3 人に 1 人)となる見通しです。
- 15 歳未満の年少人口率は、平成 27 年(2015 年)現在 13.6%と、福岡県(13.4%)に比べわずかに高くなっていますが、2035 年には 12.6%まで下がる見通しです。



※2020 年以降の 15 歳未満人口比率、65 歳以上人口比率は芦屋町人口ビジョンによる推計値

資料：国勢調査（実績値）、芦屋町人口ビジョン（芦屋町人口ビジョン推計総人口、国立社会保障・人口問題研究所準拠推計総人口）

図 総人口・年齢階層別構成比の推移



資料：国勢調査

図 少子・高齢化率の県との比較

(2) 用途地域の人口推移

- 平成22年(2010年)から27年(2015年)までの5年間で、都市計画区域人口(=行政人口)のうち用途地域内人口は減少しています。
- 一方で、用途地域外の人口は、若干ですが増加していることから、宅地化が一部で進行していることが考えられます。
- 平成27年現在の都市計画区域人口(=行政人口)に対する用途地域の人口比率は87.1%となっていることから、約9割が用途地域内に住んでいる状況です。また、DID区域[※]内の人口比率は、58.1%となっています。

表 区域別人口の推移

	H22(2010)人口		H27(2015)人口		H22～27の増減 (2010～2015)	
	人	割合	人	割合	人	率
行政区域	15,369	100.0%	14,208	100.0%	△ 1,161	△8.2%
都市計画区域	15,369	100.0%	14,208	100.0%	△ 1,161	△8.2%
用途地域内	13,580	88.4%	12,381	87.1%	△ 1,199	△9.7%
用途地域外	1,789	11.6%	1,827	12.9%	38	2.1%
DID区域	9,459	61.5%	8,260	58.1%	△ 1,199	△14.5%

資料：国勢調査

※DID区域(人口集中地区)とは、人口密度が高い地区のことで、人口密度4千人/㎢以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、あわせて人口5千人以上を有する地区のこと。

(3) 地区別人口増減

- ・平成17年(2005年)から27年(2015年)の10年間の人口増減については、町全体で2,039人減少(△12.6%)しています。
- ・花美坂、はまゆう、正津ヶ浜では増加していますが、それ以外の地区が減少傾向にあり、特に緑ヶ丘△694人、高浜町△296人、江川台△210人と大きく減少しています。
- ・全体として、遠賀川を挟み西側の芦屋部において人口減少が大きくなっています。

	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H17-27 (2005-2015) 増減数	H17-27 (2005-2015) 増減率
芦屋町全体	16,247	15,369	14,208	△ 2,039	△ 12.6%
船頭町	527	484	437	△ 90	△ 17.1%
中ノ浜	486	428	396	△ 90	△ 18.5%
西浜町	620	535	492	△ 128	△ 20.6%
幸町	784	745	670	△ 114	△ 14.5%
白浜町	518	496	443	△ 75	△ 14.5%
正門町	873	818	714	△ 159	△ 18.2%
緑ヶ丘	3,057	2,946	2,363	△ 694	△ 22.7%
祇園町	351	292	258	△ 93	△ 26.5%
高浜町	1,117	971	821	△ 296	△ 26.5%
浜口町	731	496	552	△ 179	△ 24.5%
芦屋①	631	525	595	△ 36	△ 5.7%
芦屋②	22	15	8	△ 14	△ 63.6%
大城	481	458	416	△ 65	△ 13.5%
粟屋	680	625	642	△ 38	△ 5.6%
山鹿	1,039	968	896	△ 143	△ 13.8%
柏原	747	702	692	△ 55	△ 7.4%
田屋	126	126	120	△ 6	△ 4.8%
はまゆう	154	151	168	14	9.1%
正津ヶ浜	721	825	758	37	5.1%
丸ノ内	185	172	144	△ 41	△ 22.2%
大君	589	548	561	△ 28	△ 4.8%
江川台	731	571	521	△ 210	△ 28.7%
花美坂	1,077	1,472	1,541	464	43.1%

資料：国勢調査

凡 例	
	50人以上増加
	1～49人増加
	1～49人減少
	50～99人減少
	100人以上減少
	用途地域ライン
	DID区域 (人口集中地区)

※灰色部分は、居住者なし
 ※斜線部分は、自衛隊の敷地
 ※「芦屋」地区は飛地であるため
 便宜上、①②とした。

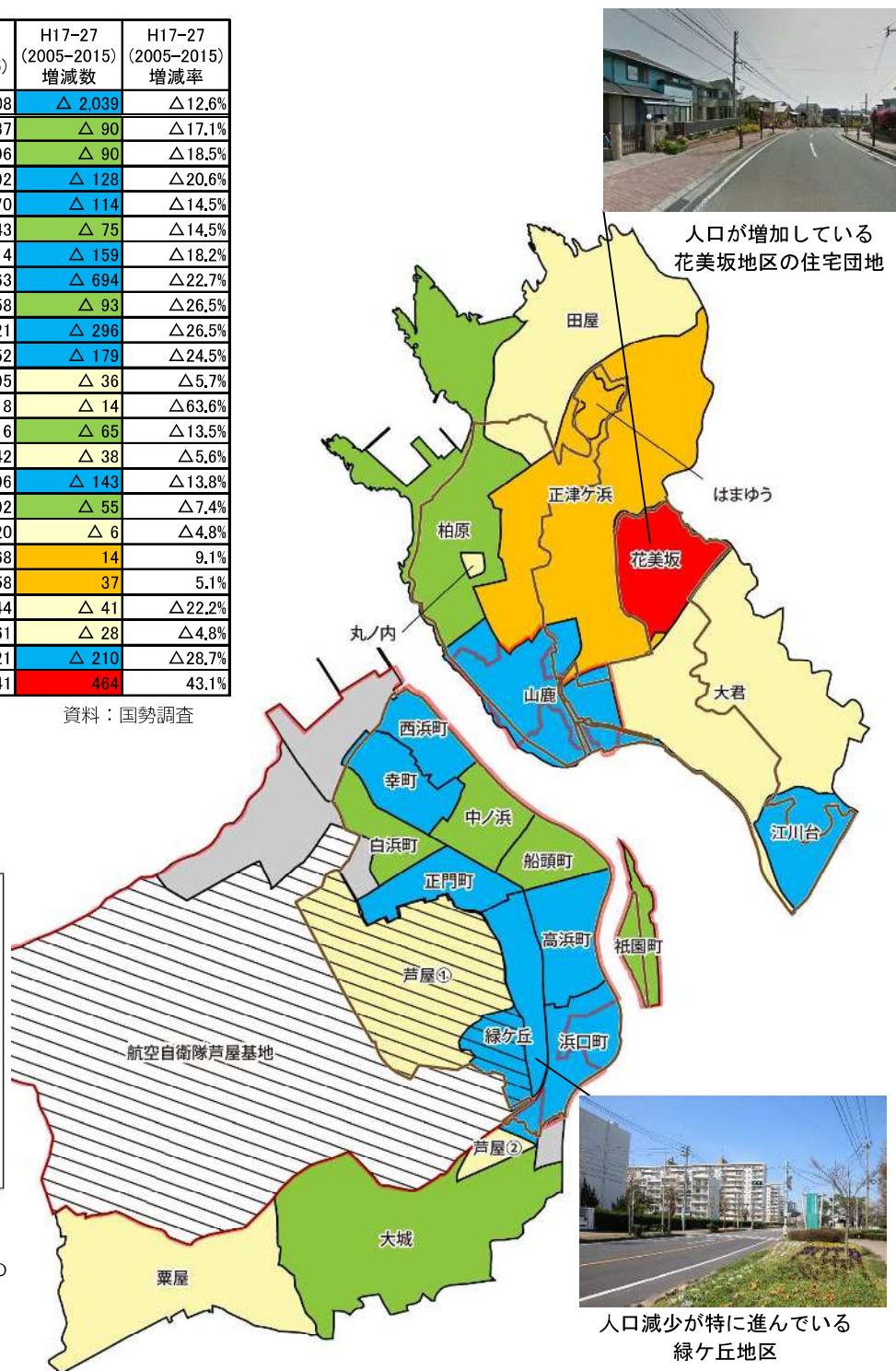


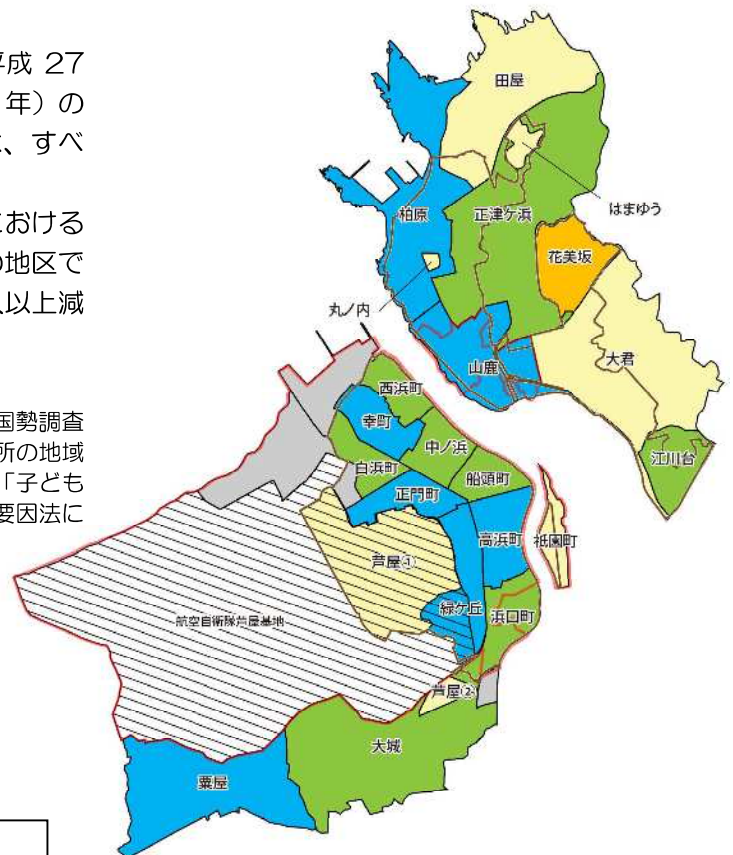
図 地区別人口増減(平成17年(2005年)⇒平成27年(2015年))

【地区別の将来人口（人口増減）】

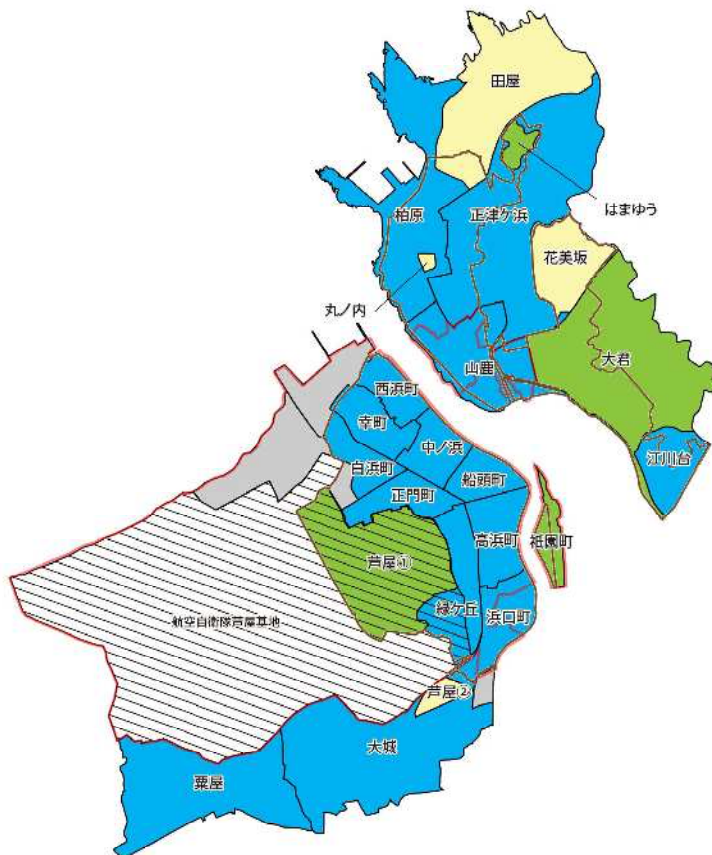
- ・今後 10 年間の地区別人口推計として平成 27 年（2015 年）から平成 37 年（2025 年）の人口増減数をみると、花美坂地区以外は、すべての地区で減少傾向となっています。
- ・平成 27 年（2015 年）から 2035 年における今後 20 年間の人口推計では、すべての地区で減少となり、半数以上の地区が、100 人以上減少することが見込まれます。

※地区別の将来人口は、平成 22 年（2010 年）国勢調査人口を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口で使用されている仮定値「純移動率」「子ども女性比」「0-4 歳性比率」を用いたコーホート要因法により推計しています。

H27（2015 年）⇒2025 年人口増減



H27（2015 年）⇒2035 年人口増減



凡 例	
	50人以上増加
	1～49人増加
	1～49人減少
	50～99人減少
	100人以上減少
	用途地域ライン
	DID区域 (人口集中地区)

※灰色部分は統計上、居住者なし

※斜線部分は、自衛隊の敷地

※「芦屋」地区は飛地であるため便宜上、①②とした。

資料：将来人口・世帯予測ツール

図 地区別人口推計（平成 27 年（2015 年）⇒2025 年、2035 年）

【地区別の将来人口（高齢化率）】

- 平成27年（2015年）の高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）の実績では、芦屋部の高齢化が特に進行しているといえますが、2025年以降の推計では山鹿部でも高齢化が急激に進行し、2035年には町全体の半数以上の地区で高齢化率が40%以上となることが見込まれます。

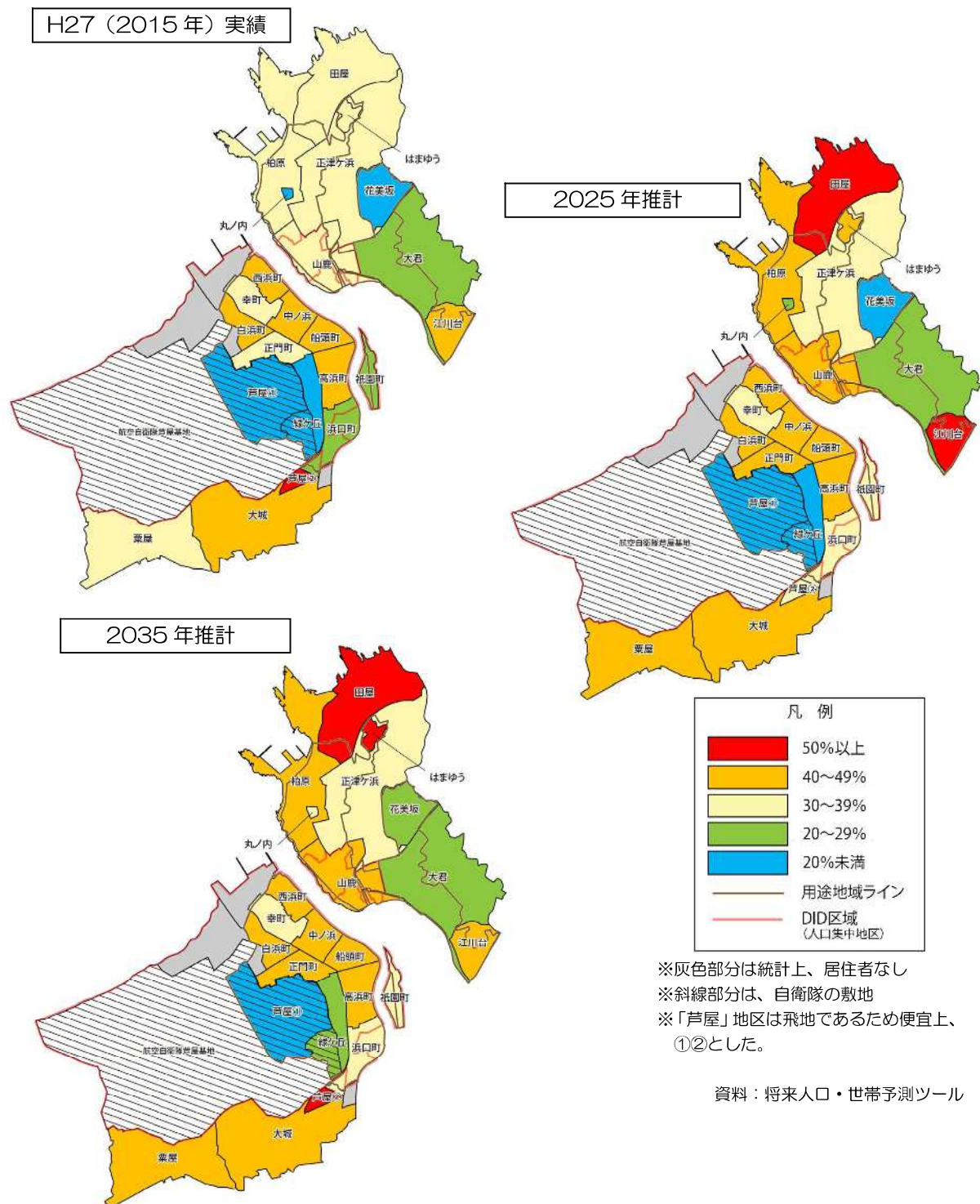
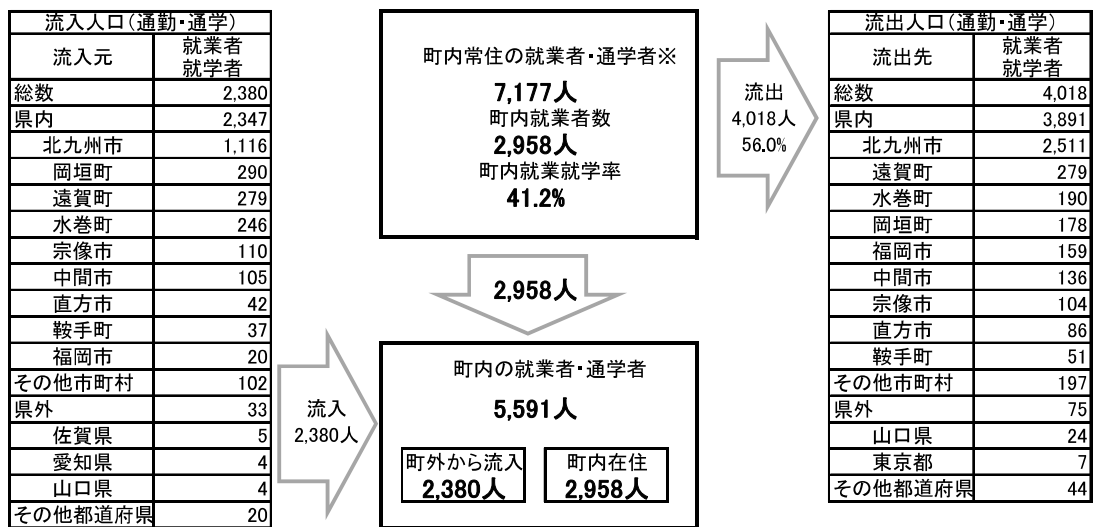


図 地区別人口推計（高齢化率）

(4) 流入・流出人口（通勤・通学）

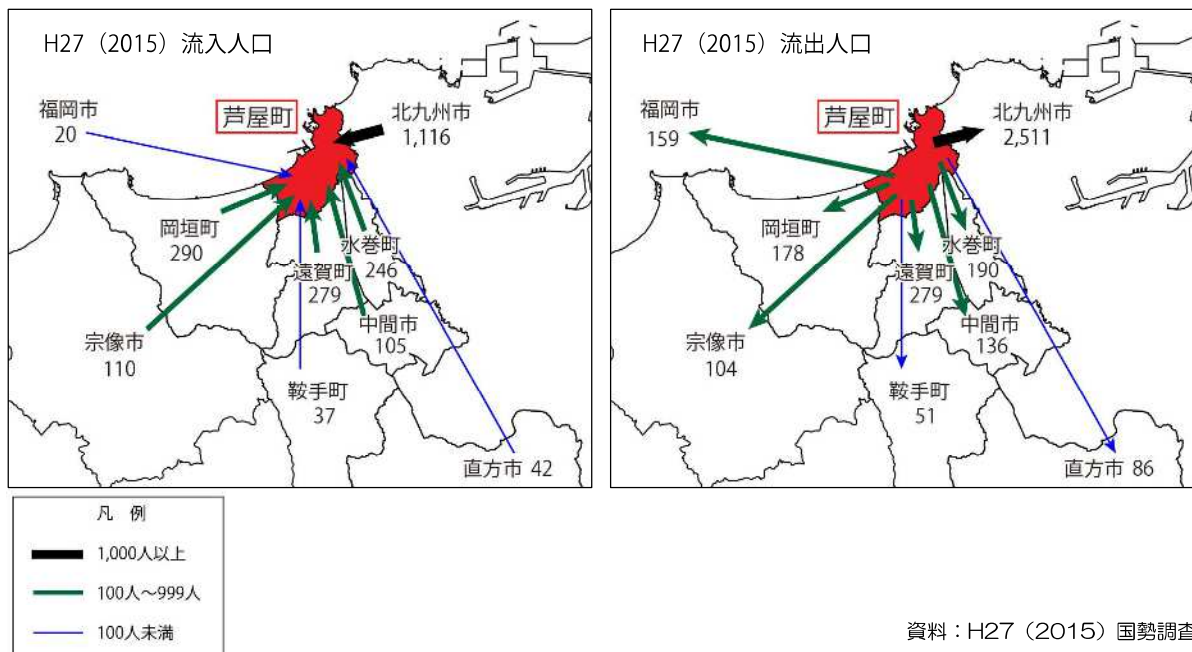
- 平成27年（2015年）現在、芦屋町全体では、流入2,380人、流出4,018人となっています。
- 流入元の第1位は、隣接する北九州市1,116人であり、次いで岡垣町290人となっています。また、流出先の第1位も隣接する北九州市2,511人となっており、次いで遠賀町279人となっています。
- 町内に常住する就業・就学者数は、7,177人であり、このうち2,958人（41.2%）が町内に、4,018人（56.0%）が町外・県外に通勤・通学しています。

表 流入・流出状況（通勤・通学）



※従業地・通学地「不詳」を含む。

資料：H27（2015）国勢調査



資料：H27（2015）国勢調査

図 通勤・通学の流入・流出状況（左：流入、右：流出）

3. 土地利用

(1) 土地利用

- ・土地利用状況は、山林が 11.5%を占めており、畑（5.8%）、田（2.8%）などを合わせると、全体の 35.1%が自然的土地利用となっています。
- ・住宅用地は 11.5%となっており、商業用地は 3.7%、工業用地は 0.8%となっています。
- ・その他の公共施設用地には航空自衛隊芦屋基地が含まれるため、割合が高くなっています。

表 土地利用別現況

分類	用途地域内 (ha)	用途地域外 (ha)	合計 (ha)	割合
田	1.26	31.74	32.99	2.8%
畑	10.00	57.81	67.82	5.8%
山林	31.69	101.21	132.90	11.5%
水面	1.91	84.35	86.27	7.4%
その他の自然地	12.90	74.81	87.71	7.6%
自然的土地利用 計	57.77	349.92	407.68	35.1%
住宅用地	112.26	20.93	133.19	11.5%
商業用地	7.56	34.95	42.51	3.7%
工業用地	5.93	3.34	9.27	0.8%
公共施設用地	30.94	6.27	37.22	3.2%
公共空地	18.31	22.70	41.01	3.5%
道路用地	51.19	38.60	89.80	7.7%
交通施設用地	0.05	12.70	12.75	1.1%
その他の公的施設用地	65.88	280.35	346.23	29.8%
その他の空地	17.40	19.95	37.35	3.2%
農林漁業施設用地	1.70	1.28	2.98	0.3%
都市的土地利用 計	311.23	441.08	752.32	64.9%
合計	369.00	791.00	1,160.00	100.0%

資料：H28（2016）都市計画基礎調査

※割合については、四捨五入して表記しているため合計が100%にならない場合がある。

土地利用	
	田
	畑
	山林
	水面
	その他の自然地1
	その他の自然地2
	住宅用地
	商業用地(小売業)
	商業用地(その他)
	工業用地
	公益施設用地
	道路用地
	交通施設用地
	公共空地1
	公共空地2
	その他の公的施設用地
	その他の空地
	未利用宅地
	農林漁業施設用地
	都市計画区域
	用途地域

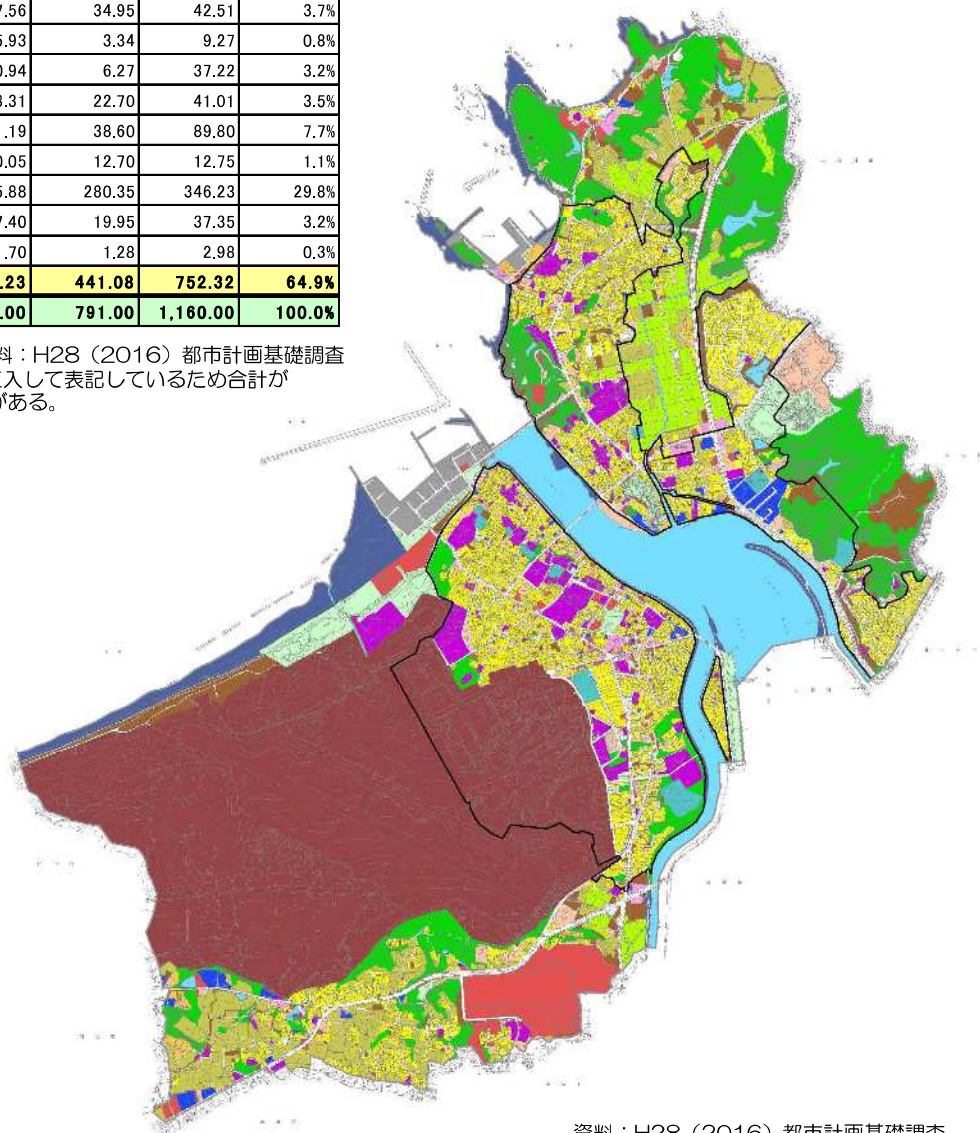


図 土地利用現況図

資料：H28（2016）都市計画基礎調査

(2) 用途地域内の土地利用

- 用途地域内の用途区分の割合は、第1種住居地域が31.2%ともっとも高く、次いで第1種低層住居専用地域が29.8%、準工業地域13.3%となっています。

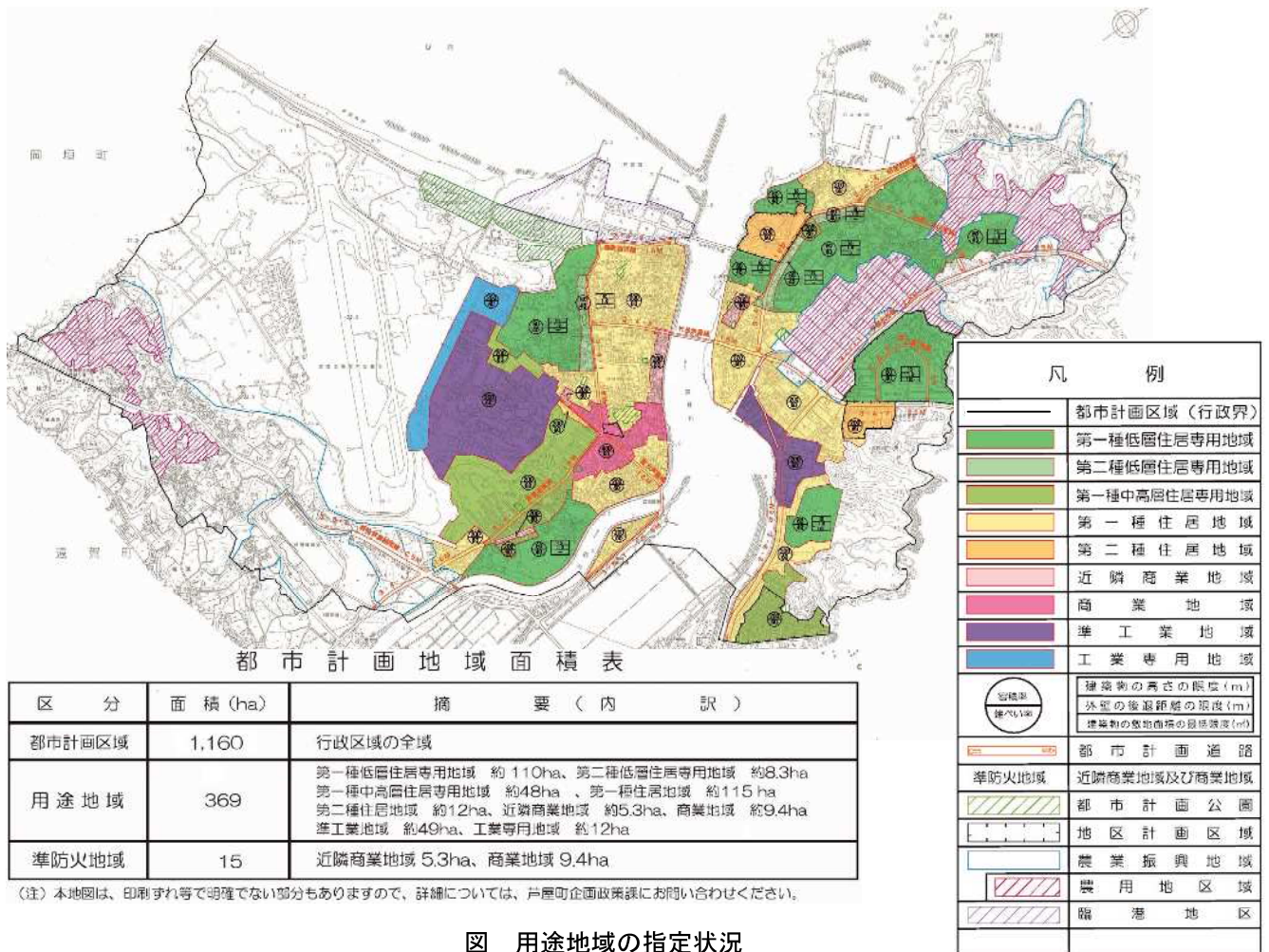


図 用途地域の指定状況

表 用途区分の内訳

	面積(ha)	割合	内容
用途地域指定区域 計	368.6	100.0%	
第1種低層住居専用地域	110.0	29.8%	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
第2種低層住居専用地域	8.3	2.3%	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
第1種中高層住居専用地域	48.0	13.0%	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。
第1種住居地域	115.0	31.2%	住居の環境を守るための地域です。3,000平方メートルまでの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
第2種住居地域	12.0	3.3%	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。
近隣商業地域	5.3	1.4%	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。
商業地域	9.0	2.4%	銀行、飲食店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。
準工業地域	49.0	13.3%	主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。
工業専用地域	12.0	3.3%	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。

資料：H27（2015）都市計画現況調査

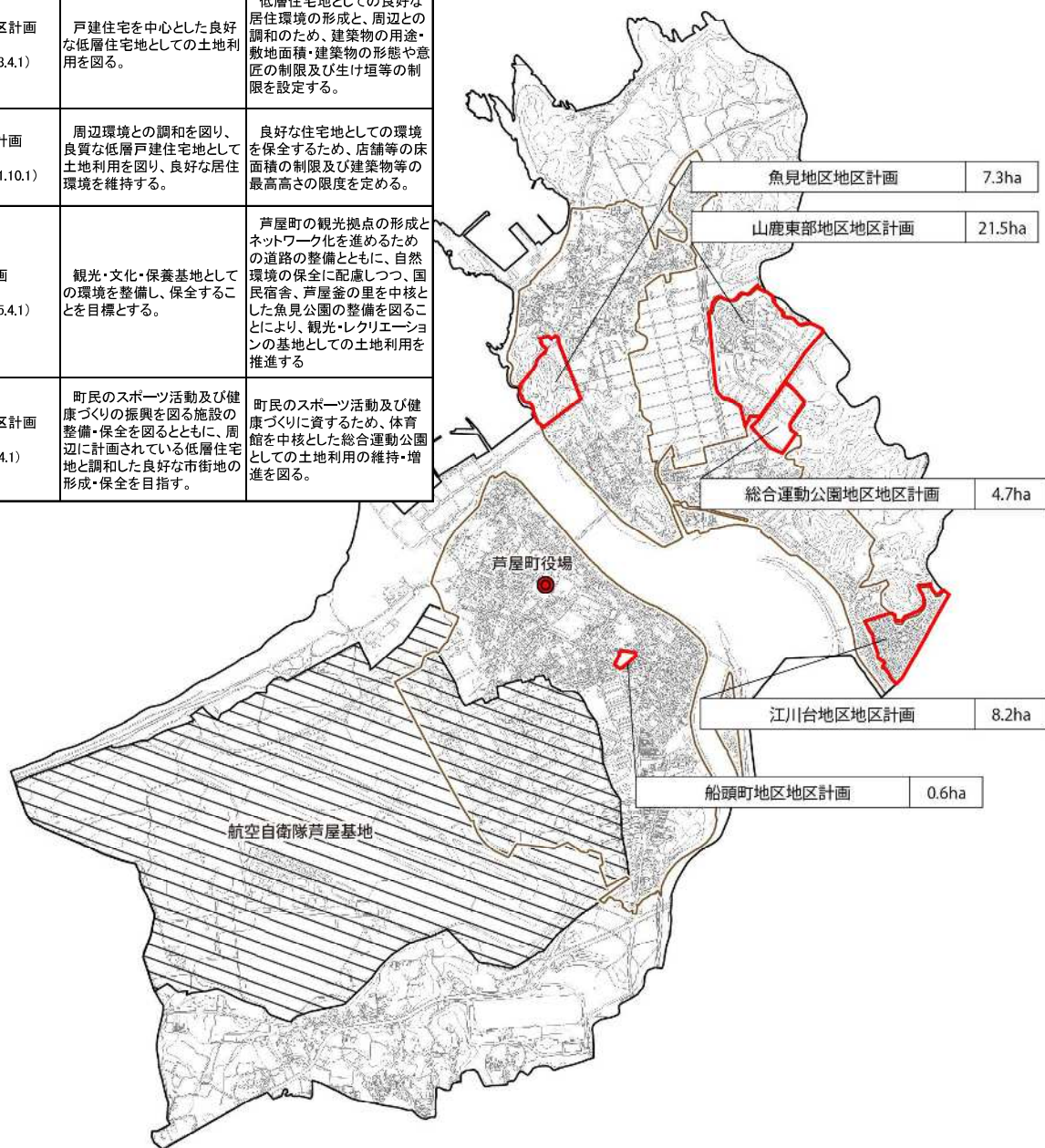
※割合については、四捨五入して表記しているため合計が100%にならない場合がある。

(3) 地区計画の指定状況

- ・地区計画は、それぞれの地域にふさわしい特徴をもった都市づくりを行うために設けられた制度であり、芦屋町では、地区計画として5地区を指定しています。
- ・具体的には、良好な居住環境などの保全を図るため、建築物の用途や壁面の位置、高さの制限などを設定しています。

表 地区計画の方針

地区計画名称	土地利用方針	建築物等の整備方針
船頭町地区地区計画 (面積0.6ha) (決定年月日:H21.10.1)	土地の高度利用を推進するとともに、立地条件や交通の利便性を生かし、商業系施設の集積を図る。	周辺環境との調和を図り、良好な都市景観の形成に配慮した建築物等の整備方針とする。
山鹿東部地区地区計画 (面積21.5ha) (決定年月日:H13.4.1)	戸建住宅を中心とした良好な低層住宅地としての土地利用を図る。	低層住宅地としての良好な居住環境の形成と、周辺との調和のため、建築物の用途・敷地面積・建築物の形態や意匠の制限及び生け垣等の制限を設定する。
江川台地区地区計画 (面積8.2ha) (決定年月日:H21.10.1)	周辺環境との調和を図り、良質な低層戸建住宅地としての土地利用を図り、良好な居住環境を維持する。	良好な住宅地としての環境を保全するため、店舗等の床面積の制限及び建築物等の最高高さの限度を定める。
魚見地区地区計画 (面積7.3ha) (決定年月日:H25.4.1)	観光・文化・保養基地としての環境を整備し、保全することを目指す。	芦屋町の観光拠点の形成とネットワーク化を進めるための道路の整備とともに、自然環境の保全に配慮しつつ、国民宿舎、芦屋釜の里を中核とした魚見公園の整備を図ることにより、観光・レクリエーションの基地としての土地利用を推進する
総合運動公園地区計画 (面積4.7ha) (決定年月日:H8.4.1)	町民のスポーツ活動及び健康づくりの振興を図る施設の整備・保全を図るとともに、周辺に計画されている低層住宅地と調和した良好な市街地の形成・保全を目指す。	町民のスポーツ活動及び健康づくりに資するため、体育館を中核とした総合運動公園としての土地利用の維持・増進を図る。

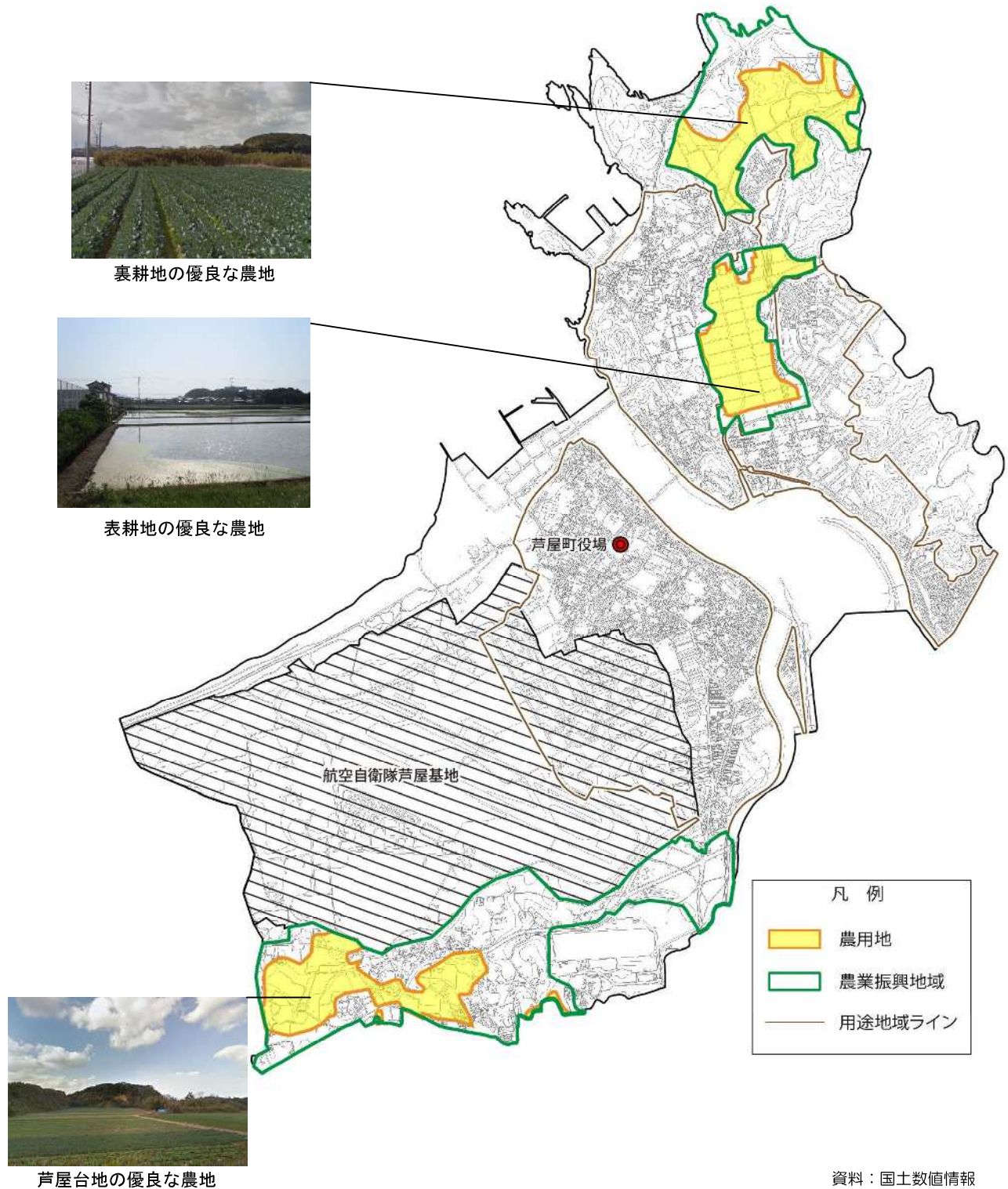


資料：芦屋町資料

図 地区計画の指定状況

(4) 農業振興地域

- 農用地（農用地区域）は、生産性の高い農地など、農業上の利用を確保するため農業以外の土地利用が厳しく制限されています。芦屋町では、山鹿部に2地区、芦屋部に1地区が農用地に指定されています。
- 特に山鹿部にある表耕地の農用地は、市街地に挟まれる形で農用地が一回として残っています。



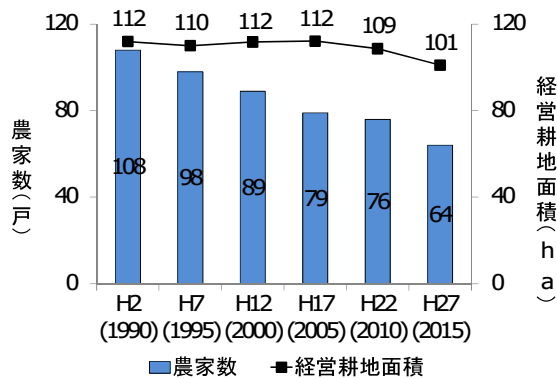
資料：国土数値情報

図 法規制の状況（農業振興地域）

4. 産 業

(1) 農 業

- ・農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農家数、経営耕地面積のいずれも減少しています。
- ・平成 26 年（2014 年）の農業算出額（推計）は全体で 3.6 億円であり、そのうち野菜が 3.2 億円で全体の 9 割を占めています。野菜は、青ねぎ、キャベツ、ほうれんそうなどが主に出荷されています。



資料：農林業センサス

図 農家数および経営耕地面積

表 農業産出額

単位：億円、%

	農業産出額 (推計)	割合
合計	3.6	100.0%
耕種計	3.6	100.0%
米	0.2	5.6%
野菜	3.2	88.9%
果実	0.2	5.6%
畜産計	-	-
加工農産物	-	-

資料：平成 26 年（2014 年）市町村別農業産出額（推計）
（農林水産省）

※農業産出額の公開は都道府県別までとなっており、市町村については、推計値の公表となっている。（H26（2014）値）

(2) 漁 業

- ・芦屋町の漁業は、小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島周辺を漁場としています。
- ・漁業協同組合としては、遠賀漁業協同組合（芦屋支所、柏原支所）があり、つり漁業、網漁業を主として、イカ、サワラ、タイなどが多く水揚げされています。
- ・近年は、漁協組合員の高齢化、後継者不足の進行および水揚げ高の減少、魚価の低迷が問題になっています。このため、漁業生産の安定を目的に漁業施設の基盤整備、稚魚放流・種苗放流事業を行っています。
- ・都市との交流、地場産品の販売促進を図るため平成 13 年度（2001 年度）に開設された柏原活魚センター「海の駅」は、近隣市町村において同様の施設が開業されたこともあり、売上が減少していましたが、現在は営業努力もあり客数も増えています。

表 遠賀漁業協同組合状況

	正会員数		準組合員		計	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢	人数	平均年齢
芦屋支所	24	59.92歳	9	55.22歳	33	58.64歳
柏原支所	19	66.47歳	13	65.31歳	32	66.0歳

(単位：千円)

	イカ釣	一本釣	語智網	さし網	たて網	かご漁	その他	合 計
芦屋支所	31,606	41,148	29,225	119	-	-	1,935	104,033
柏原支所	14,398	10,537	2,292	3,909	6,835	564	18,567	57,102

H30（2018）3月末現在

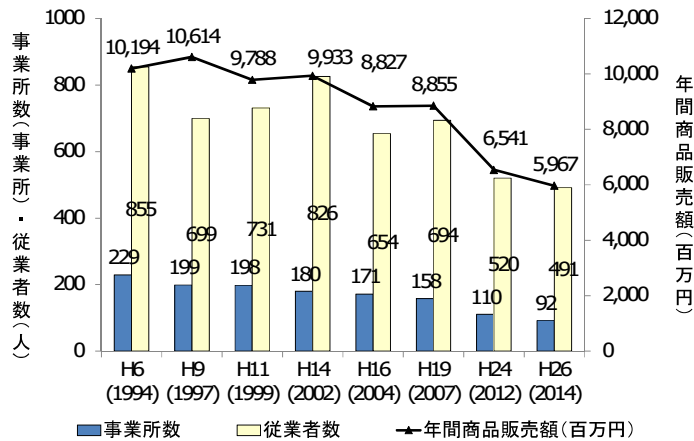
(資料：芦屋町)

柏原漁港に隣接する
柏原活魚センター「海の駅」

柏原漁港

(3) 商 業

- 消費需要の低下や後継者不足、町外の幹線道路沿いの大型商業施設の進出などにより、商業は厳しい状況となっており、事業所数、従業者数、年間商品販売額のいずれも減少傾向となっています。特に、平成19年（2007年）から平成24年（2012年）にかけては、減少幅が拡大しています。



資料：商業統計調査、経済センサス

※平成20～25年（2008～2013年）まで商業統計は行われなかったため、平成24年（2012年）は経済センサスのデータで置き換えている。

図 事業所数・従業者数・年間商品販売額



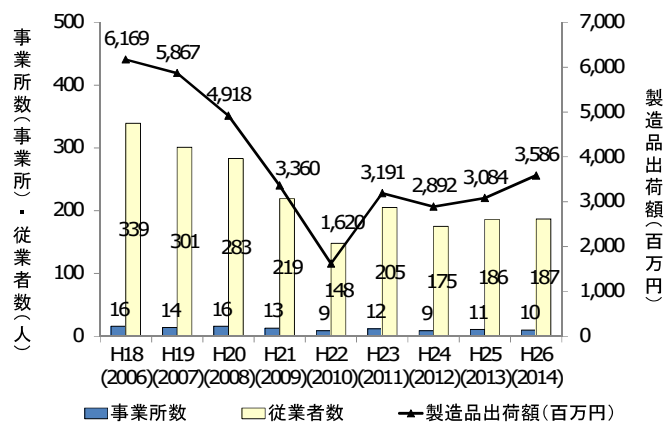
船頭町に誘致したスーパー



空店舗が目立つ正門通り商店街

(4) 工 業

- 事業所数、従業者数、製造品出荷額のいずれも平成22年（2010年）まで大きく減少傾向となっていました、その後は増加し、近年は横ばいで推移しています。



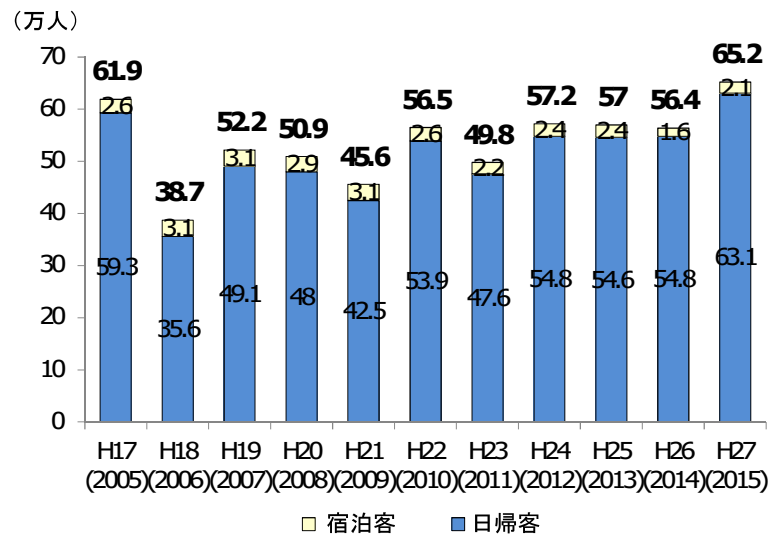
資料：工業統計調査、経済センサス

※平成23年（2011年）は工業統計が行われなかったため、経済センサスのデータで置き換えている。

図 事業所数・従業者数・製造品出荷額

(5) 観 光

- ・平成27年（2015年）における町全体の観光入込客数は、年間65.2万人となっています。
- ・観光入込客数は、天候やイベント開催数による影響がありますが、概ね50万人～60万人となっています。



資料：福岡県観光入込客推計調査

図 観光入込客数の推移



あしや砂像展



航空自衛隊芦屋基地航空祭



国民宿舎マリンテラスあしや



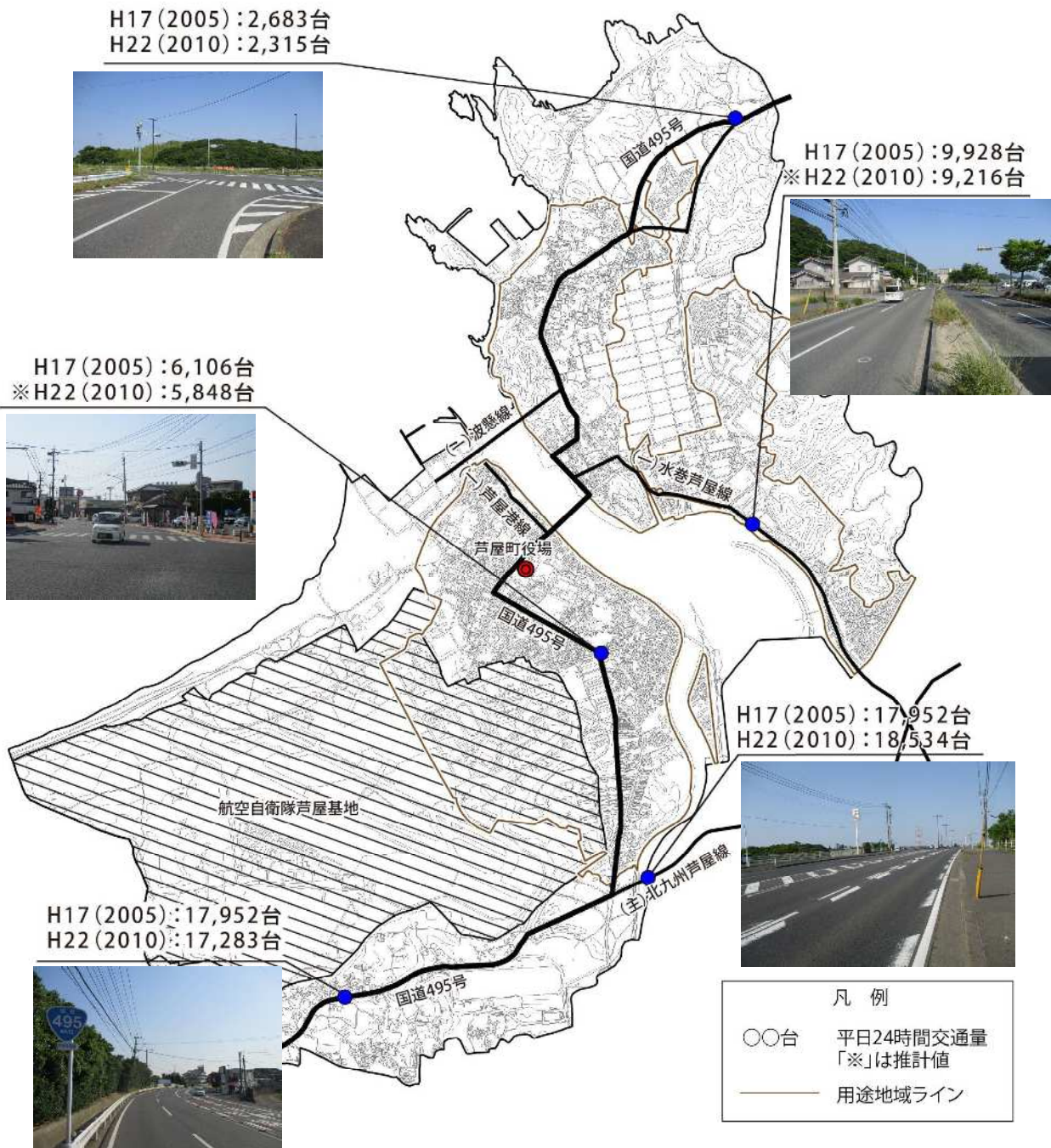
あしや花火大会

5. 交通体系

(1) 道 路

①主要道路の交通量

- 平成 22 年（2010 年）交通量（平日 24 時間）は、北九州市境の北九州芦屋線の調査地点において 18,534 台、国道 495 号線の北九州芦屋線への分岐点前の調査地点で 17,283 台と多くなっています。
- 水巻芦屋線についても、北九州芦屋線と同様に北九州市中心部とつながるため、9,216 台と交通量が多くなっています。

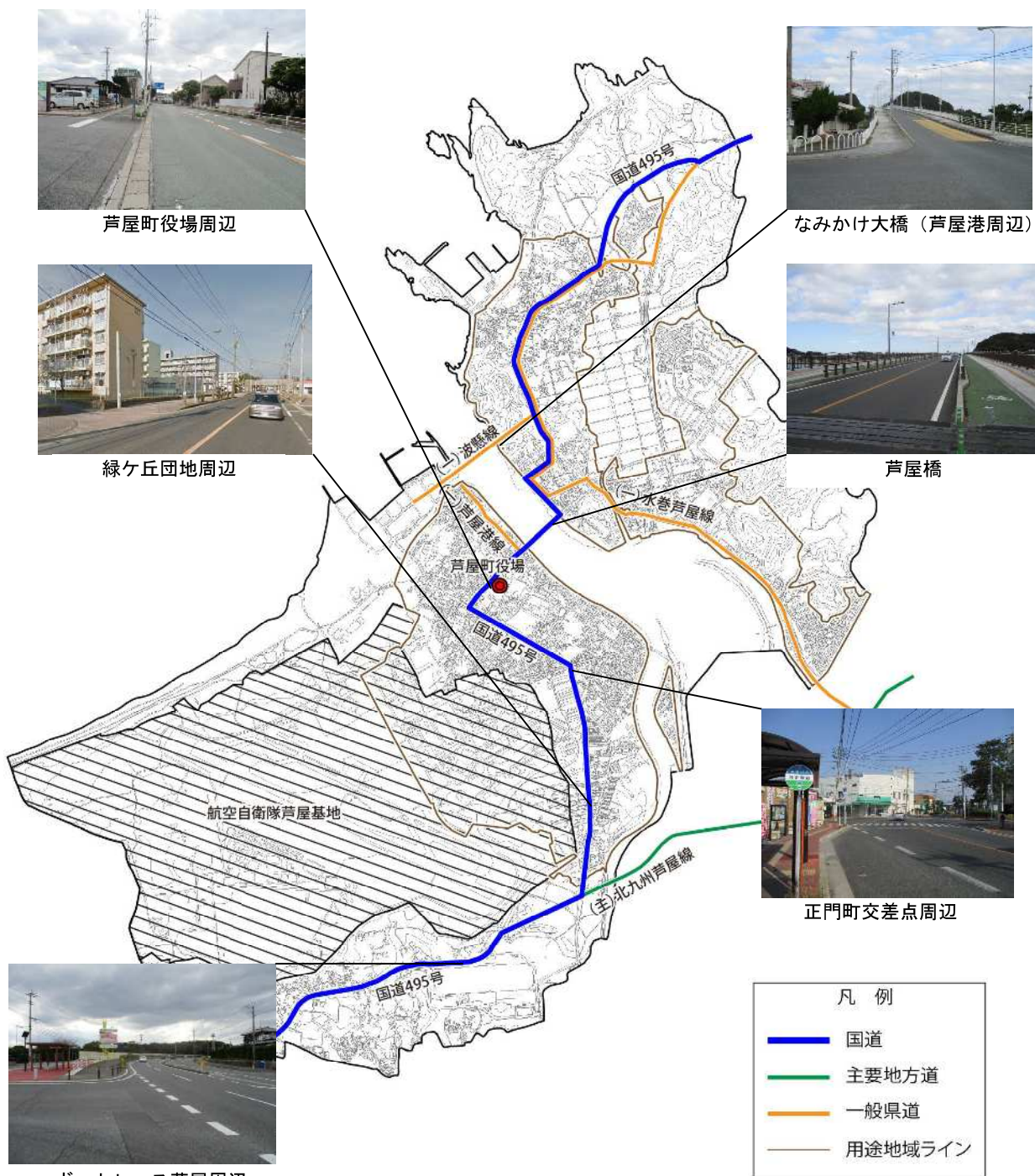


資料：交通センサス調査（H17（2005）、H22（2010））

図 主要道路の交通量

②道路現況

- 市内の道路網は南北を縦断する国道495号、主要地方道1路線、一般県道2路線によって構成されています。
- 平成26年(2014年)3月に市内の道路を利用者に分かりやすく整理するために、福岡県と「町道と国・県道の振替えに関する協定書」を締結し、道路の移管を行っています。
- 遠賀川を横断する陸路として、「なみかけ大橋」と「芦屋橋」が架けられています。



資料：芦屋町資料

図 主な現況道路網

③都市計画道路

- ・都市計画道路は、現在、9路線が計画決定しています。
- ・平成27年(2015年)現在、計画延長は14.4kmとなっており、このうち改良済延長が12.2km、概成済延長が1.6kmとなっており、整備率は96.2%となっています。
- ・近隣の市町や福岡県全体と比較しても高い整備率となっています。

表 都市計画道路

路線番号	路線名	決定年月日	計画決定延長(m)	整備状況
3・3・1	芦屋水巻線	S49(1974).6.20	3,410	整備済
3・3・2	若松芦屋福岡線	S50(1975).11.24	1,150	整備済
3・4・1	芦屋遠賀線	S49(1974).6.20	2,800	整備中(整備率 80%)
3・4・2	竹並芦屋線	S49(1974).6.20	2,150	整備済
3・4・3	幸町西浜線	S49(1974).6.20	470	未着手
3・4・4	正津ヶ浜山鹿線	S49(1974).6.20	1,824	整備済
3・4・5	田屋柏原線	S49(1974).6.20	370	未着手
3・5・1	直方芦屋線	S49(1974).6.20	1,440	整備中(整備率 51%)
3・5・2	惣ヶ瀬1号線	H8(1996).4.5	772	整備済

資料：H28(2016)都市計画基礎調査

表 都市計画道路整備状況(県・周辺との比較)

(単位:km、%)

	計画延長	改良済延長	概成済延長	整備率
全国	72,521.4	46,112.0	7,629.8	74.1%
福岡県	2,696.6	1,709.4	276.2	73.6%
北九州市	672.7	500.3	23.0	77.8%
水巻町	24.5	13.7	4.0	72.4%
岡垣町	18.0	11.7	4.2	88.2%
遠賀町	22.0	11.1	8.2	87.7%
芦屋町	14.4	12.2	1.6	96.2%

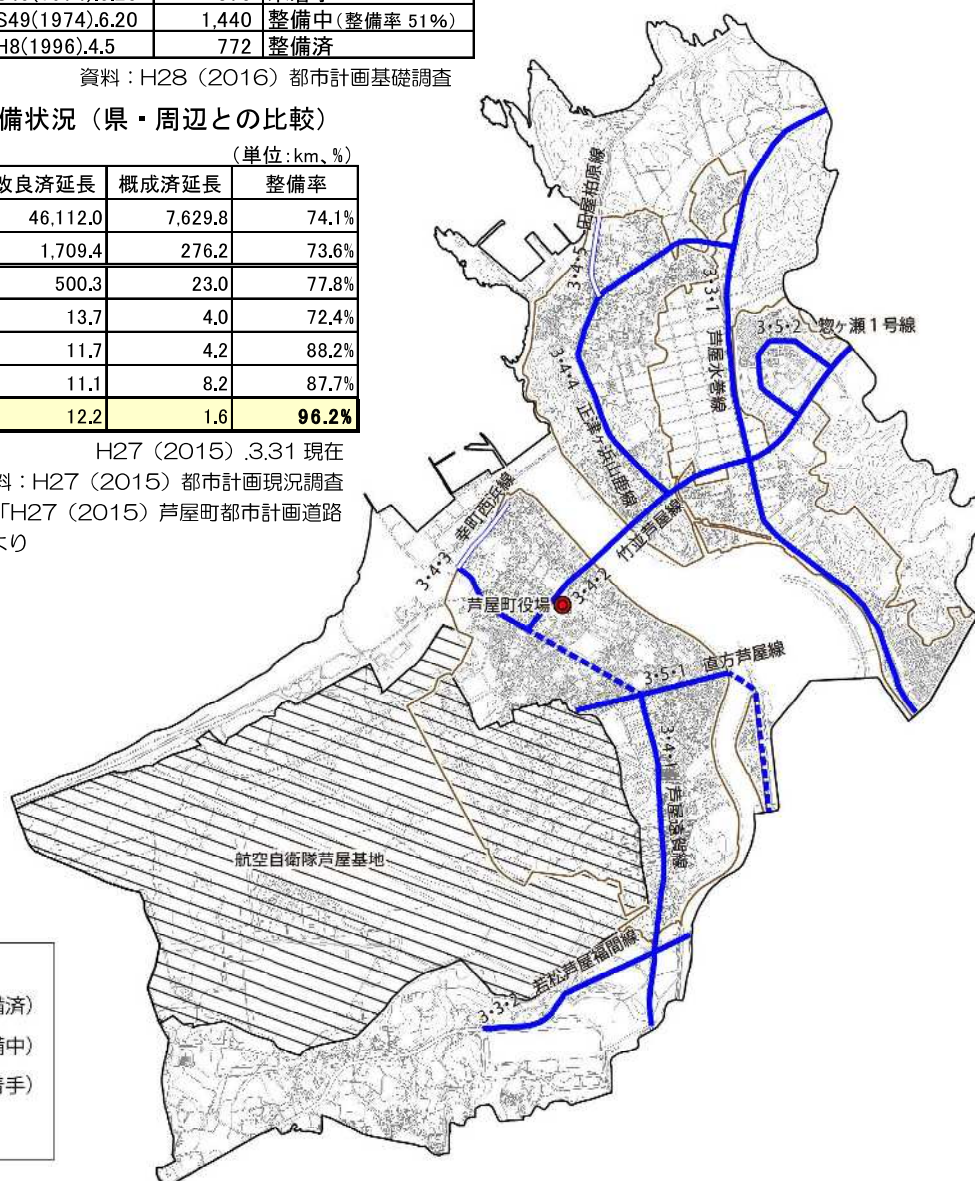
H27(2015) .3.31 現在

資料：H27(2015)都市計画現況調査

※芦屋町の数値は「H27(2015)芦屋町都市計画道路整備状況一覧」より

凡 例

——	都市計画道路(整備済)
- - - -	都市計画道路(整備中)
---	都市計画道路(未着手)
---	用途地域ライン



資料：H28(2016)都市計画基礎調査

図 都市計画道路の整備状況

(2) 公共交通

- ・町内を運行するバスとして、北九州市営バス、芦屋タウンバス、芦屋町巡回バスがあり、住民の日常生活における貴重な移動手段となっています。
- ・北九州市営バスはJR折尾駅を、芦屋タウンバスは最寄りのJR遠賀川駅をそれぞれ発着拠点として運行しています。
- ・芦屋町巡回バスは、60歳以上や障がい者とその介添者の方が無料で利用できるバスとして運行しています。

表 バス路線

北九州市営バス	80 番系統：第二栗屋～バイパス～頃末～折尾駅
	87 番系統：第二栗屋～三ツ頭～折尾駅西口
	90 番系統：第二栗屋～青葉台～折尾駅、鶴松団地～青葉台～折尾駅
	91 番系統：鶴松団地～花野路～青葉台～折尾駅
※第二栗屋等からJR折尾駅まで主として4系統が毎日運行。 その他に「鶴松団地～青葉台～脇之浦～渡場」がある。	
芦屋タウンバス	・海浜公園・遠賀川駅線(鶴松団地経由) 港湾緑地前～遠賀川駅前
	・海浜公園・遠賀川駅線(祇園崎経由) 港湾緑地前～遠賀川駅前
	・中央病院・遠賀川駅線(祇園崎・堤防経由) 芦屋中央病院玄関前～遠賀川駅前
	・はまゆう・遠賀川駅線(祇園崎経由) 夏井ヶ浜・はまゆう団地～遠賀川駅前
芦屋町巡回バス	・芦屋町役場～芦屋町役場の町内巡回型 芦屋コース、山鹿コース
※町内の60歳以上の方や障がい者とその介護者のみが利用できる(運賃無料)。	
※平日・土曜日・祝日に運行。平・土は各7便/日(8～15時)運行。	

凡 例	
	バス停留所(半径300m)
	北九州市営バス
	芦屋タウンバス
	芦屋町巡回バス
	用途地域ライン



芦屋タウンバス



芦屋町巡回バス



資料：芦屋町地域公共交通網形成計画

図 公共交通の現況

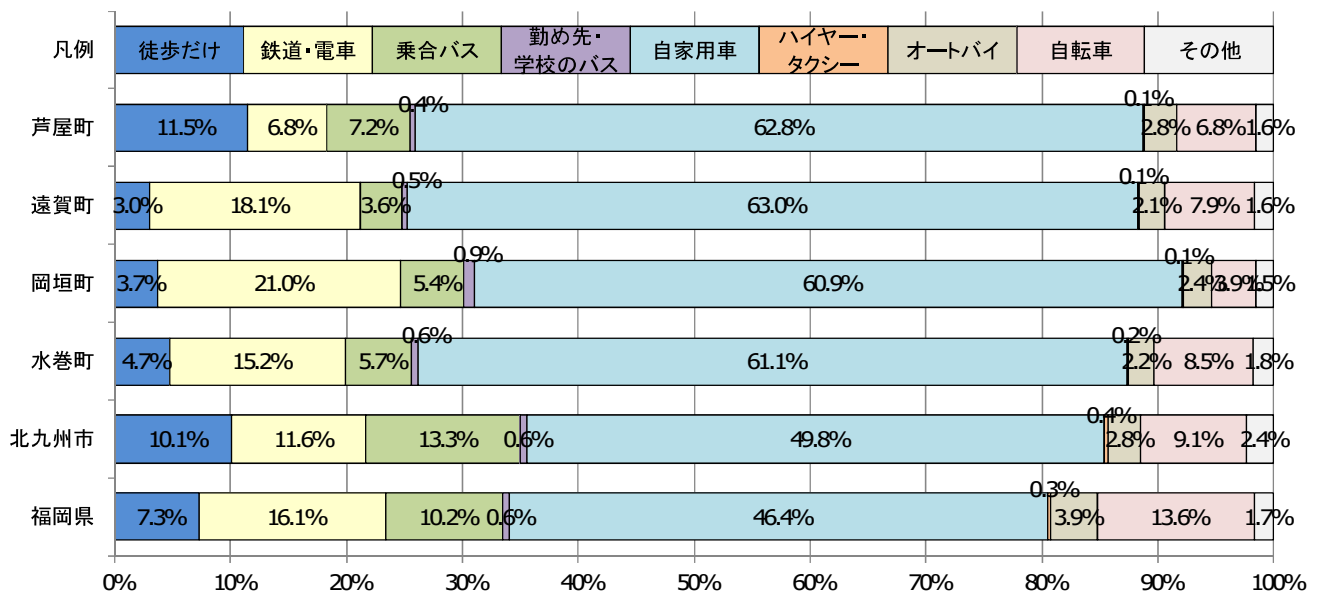
(3) 利用交通手段（通勤通学）

- ・利用交通手段は、自家用車利用が町全体で 62.8%の利用率となっており、自動車依存の交通手段となっています。これは、隣接する遠賀町、岡垣町、水巻町も同様となっています。
- ・鉄道の利用は 6.8%と他市町に比べ低くなっていますが、これは町域内に鉄道駅がないことが理由であることが考えられます。

注：「利用交通手段」とは、2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計したものです。

表 利用交通手段の分担率（通勤通学）

	徒歩だけ	鉄道・電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車	その他
芦屋町	11.5%	6.8%	7.2%	0.4%	62.8%	0.1%	2.8%	6.8%	1.6%
遠賀町	3.0%	18.1%	3.6%	0.5%	63.0%	0.1%	2.1%	7.9%	1.6%
岡垣町	3.7%	21.0%	5.4%	0.9%	60.9%	0.1%	2.4%	3.9%	1.5%
水巻町	4.7%	15.2%	5.7%	0.6%	61.1%	0.2%	2.2%	8.5%	1.8%
北九州市	10.1%	11.6%	13.3%	0.6%	49.8%	0.4%	2.8%	9.1%	2.4%
福岡県	7.3%	16.1%	10.2%	0.6%	46.4%	0.3%	3.9%	13.6%	1.7%



資料：H22（2010）国勢調査

図 利用交通手段の分担率（通勤通学）

6. 都市環境

(1) 公園

- ・都市計画公園（都市計画決定）は、総合公園1箇所、近隣公園1箇所、街区公園12箇所となっています。
- ・都市計画区域人口（＝行政人口）一人あたりの計画面積は11.4㎡となっており、県・隣接市町に比べ高くなっています。

表 都市計画公園（都市計画決定）

名称	種別	計画決定 年月日	面積(ha)
中央公園	近隣	S43(1968).9.12	1.05
幸町公園	街区	S49(1974).7.25	0.26
正門町公園	街区	S49(1974).12.4	0.10
正津ヶ浜公園	街区	S50(1975).9.26	0.12
山鹿公園	街区	S50(1975).9.26	0.11
高浜町公園	街区	S52(1977).8.16	0.11
緑ヶ丘公園	街区	S52(1977).8.16	0.11
中ノ浜公園	街区	S52(1977).8.16	0.06
三軒屋公園	街区	S52(1977).8.16	0.09
柏原公園	街区	S53(1978).12.9	0.10
白浜公園	街区	S53(1978).12.9	0.10
芦屋海浜公園	総合	S58(1983).3.12	11.14
元町公園	街区	H1(1989).10.2	0.36
江川台中央公園	街区	-	0.18



芦屋海浜公園



中央公園

資料：H28（2016）都市計画基礎調査

表 都市計画公園（都市計画決定）の人口一人あたり計画面積

	都市計画区域 人口(千人)	計画面積 (ha)	人口1人あたり 計画面積(㎡/人)
全国	120,103.2	111464.0	9.3
福岡県	4892.9	4201.0	8.6
北九州市	971.8	1297.9	13.4
水巻町	29.2	12.5	4.3
岡垣町	32.4	4.2	1.3
遠賀町	19.5	13.9	7.1
芦屋町	14.7	16.7	11.4

※芦屋町は都市計画区域＝行政区

H27（2015）3.31 現在

資料：H27（2015）都市計画現況調査

(2) 上・下水道

- ・上水道の普及率は平成28年(2016年)3月末現在で、97.2%となっており、福岡県(92.9%)を上回っています。
- ・下水道の普及率は平成28年(2016年)3月末現在で、99.9%となっており、福岡県平均(80.4%)を大きく上回っています。

表 上水道普及状況

	行政人口 (人)	給水人口 (人)	普及率
福岡県	5,095,501	4,732,185	92.9%
北九州市	956,561	952,346	99.6%
水巻町	28,855	28,855	100.0%
岡垣町	31,512	30,851	97.9%
遠賀町	18,797	18,756	99.8%
芦屋町	13,954	13,557	97.2%

H28(2016).3.31 現在
資料：福岡県の水道

表 下水道普及状況

	行政人口 (人)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	普及率
福岡県	5,111,879	4,109,587	68,050	80.4%
北九州市	966,938	965,113	16,325	99.8%
水巻町	29,054	23,740	467	81.7%
岡垣町	32,275	28,502	699	88.3%
遠賀町	19,391	11,907	303	61.4%
芦屋町	14,321	14,309	524	99.9%

H28(2016).3.31 現在
資料：福岡県の下水道

7. 景観

芦屋町の景観資源としては、海岸線や優良農地、丘陵地などの自然景観があげられます。



サイクリングロード



優良農地



洞山

1-2 都市づくりの主要課題

人口減少や少子高齢化の進展により、芦屋町の高齢化率は平成 72 年（2060 年）には 39.9% と 2.5 人に一人が高齢者になることが予測されています。

こうした少子高齢化社会に対応するため、人や環境に配慮するとともに、公共施設の適正な維持管理、最適配置を推進し、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めていくことが求められています。また、今後の人口減少社会を見据え、豊かな自然環境と調和した魅力ある居住環境を維持・改善し、定住人口や交流人口を確保していく必要があります。

このような、町を取り巻く状況の変化、上位計画による位置づけ、住民アンケートなどの意見を踏まえた都市づくりの主要課題を次のように整理します。

1. 土地利用に関する課題

◆都市施設の整備と移住定住の推進

幹線道路の沿道などの拠点となる地域を中心として、適正な土地利用の規制や誘導を図り、都市施設の整備を進めていく必要があります。

また、今後の人口減少に対応するため、公共施設の最適配置や、空家・空地の有効活用、居住環境の改善により、移住定住の推進に努めていく必要があります。

◆周辺の優良農地や自然環境と調和した良好な居住環境づくり

用途地域外では、農地や丘陵地が宅地化されたことにより、人口の増加がみられます。このため、用途地域外における宅地化を防止するとともに、必要に応じた用途地域の見直しを行い、周辺の優良農地や自然環境と調和した良好な居住環境づくりを進めていく必要があります。



芦屋町全景
(中央が遠賀川)

2. 都市環境・自然環境に関する課題

◆環境負荷が少なく安全安心に暮らせる生活環境づくり

海岸や優良農地、景勝地などの豊かな水辺環境や緑を住民共有の財産として引き継ぎ、水や緑と親しみながら、暮らし続けられる環境負荷の少ない生活環境づくりが求められています。

また、大規模災害を想定した防災体制の強化、街路灯の整備による防犯の強化など、安全安心への住民意識の高まりに配慮した取り組みを進めていく必要があります。

3. 交通体系に関する課題（道路・公共交通）

◆交通網の整備促進と身近な生活道路の維持改善

芦屋町の道路網は、国道・県道・町道・都市計画道路により、周辺都市や遠賀川東西の連絡に機能しています。今後は、幹線道路などの整備や充実による交通ネットワークの強化とともに、高齢者などの交通弱者の移動支援や環境負荷の軽減などを念頭に置き、公共交通機関の路線や便数の確保など、町内外を含めた連携を促進する必要があります。

また、安全安心な道路・交通環境づくりのために、歩行者・自転車空間の整備などによる生活道路の維持改善が求められています。

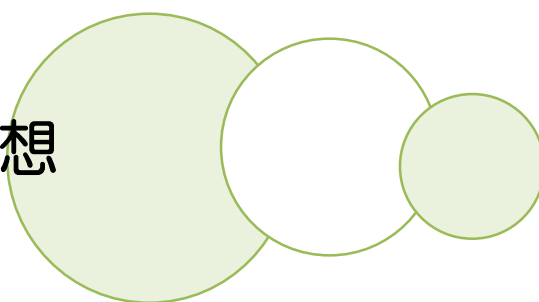
4. 景観に関する課題

◆景観の保全と活用

芦屋町は、海岸線や優良農地、丘陵地などの恵まれた自然景観を有しています。これらは住民共有の愛着と誇りがもてる景観資源として保全と活用を図っていく必要があります。



第2章 全体構想



第2章 全体構想

2-1 基本構想

1. 基本理念

芦屋町は、福岡県北部の遠賀川河口に位置しており、古くは交易の要港として発展を遂げてきました。明治以降幾度かの社会情勢の変化による影響を受けながらも、時代に応じた都市づくりを行ってきました。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進展、住民の価値観やニーズの多様化、限られた財政事情など、町を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

こうした状況に対応し、持続可能な都市づくりを進めていくためには、町の特性や魅力を活かした取り組みによる定住人口の維持とともに、周辺都市との連携により交流人口の増加を図る必要があります。

このため、現在の第5次総合振興計画においては、海などの自然、歴史・文化などの町の良さ、魅力を都市づくりに活用するとともに、都市づくりの担い手である住民との協働のもと、活力ある元気な町をつくるという想いを込め、町の将来像を「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」としています。

この将来像を実現するため、町の課題を踏まえ、今後の人口減少や安全安心な暮らしなどへの適切な対応とともに、町の魅力を活かした都市づくりを進めていきます。

2. 都市づくりの目標

「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、基本的な方向性を次のように設定します。

将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」

- 持続可能な都市づくりと地域特性を活かした土地利用の推進
- 安全安心・快適に暮らせる良好な都市環境の形成
- 暮らしやすいまちを実現する交通環境の維持・整備
- 芦屋町らしい景観の保全と活用

(1) 持続可能な都市づくりと地域特性を活かした土地利用の推進

今後の人口減少に対応するため、公共施設の最適配置の推進、空家・空地の有効活用、居住環境の整備や改善により、定住人口の維持に努めていく必要があります。

このため、今後の土地利用については、社会経済情勢の変化や地域特性に応じた土地利用の規制や誘導を図るとともに、公共施設の適正配置などにより持続可能な都市づくりを進めます。

(2) 安全安心・快適に暮らせる良好な都市環境の形成

住民の快適な暮らしの向上を図るため、利用しやすい公園緑地づくりや身近な環境保全に関する取り組みなどが求められています。また、防災面では、地震や水害などの自然災害に備えた災害に強い都市づくりとともに、犯罪の多様化や交通事故などに対する取り組みが求められています。

このため、公園の維持管理や再整備、環境負荷の少ない社会や循環型社会の形成に向けた様々な取り組みとともに、安全安心して暮らせる都市づくりを進めます。

（３）暮らしやすいまちを実現する交通環境の維持・整備

住民の交通利便性や生活利便性の向上を図るため、交通ネットワークの強化や公共交通網の維持が求められています。

このため、計画的な道路整備や公共交通の利用促進に関する取り組みとともに、少子高齢化社会への対応など、暮らしやすい交通環境づくりを進めます。

（４）芦屋町らしい景観の保全と活用

都市景観や自然景観への住民ニーズの高まりに対応するため、良好な景観形成による地域の魅力の維持や創出が求められています。

このため、都市景観を構成する道路や橋梁などの都市施設のデザイン性の向上とともに、自然景観を構成する海岸線や遠賀川流域の水辺など、風光明媚で豊かな自然環境と共生した都市づくりを進めます。

3. 将来都市構造

町の目指すべき将来像の実現や都市づくりの目標の達成に向け、都市活動の拠点的な機能を有すべき区域を「拠点」、この各種機能拠点が集積される区域を「核」、地域特性や拠点・軸の配置に適應した土地利用を形成する区域を「エリア」、拠点や核、エリア、周辺都市と連携し相乗的な効果を発揮する結びつきを「軸」として設定します。

これらの基本要素を配置することにより、将来の都市構造を示します。

（１）拠点

都市活動の拠点的な機能を有すべき区域として、行政拠点、サービス拠点などを位置づけます。

①行政拠点

役場などの公共施設が立地している地区を行政拠点としてとらえ、都市施設の整備などにより、各機能拠点とのネットワークの強化を図り、中枢拠点性を高めます。

②サービス拠点

町の中心地として発展してきた正門通り商店街周辺地区を、日常生活にとって必要な基本的サービスを提供する地区として、サービス拠点と位置づけます。

なお、県道竹並芦屋線沿いをはじめとする山鹿地区において、近年商業施設の集積もみられることから、今後、サービス拠点としての位置づけを検討します。

③緑の拠点

中心市街地であって、貴重なオープンスペースとなる中央公園は、市街地内における住民の憩いの空間として、維持管理に努めます。

また、海浜公園、魚見公園、城山公園、夏井ヶ浜はまゆう公園などの大規模公園や芦屋の里浜については、豊かな自然環境を形成する貴重な地域資源であるため、保全や活用を図ります。

この中でも、夏井ヶ浜はまゆう公園については、はまゆうの群生地でもあり、自然のままの海岸線が残っていることから、水と緑のネットワーク軸の北側の拠点、南部の月軒周辺の防衛省管轄地においては緑化形成のための植樹などが実施されていることから、南部の拠点として位置づけ、活用を検討します。

④レクリエーション拠点

広域のかつ観光振興の視点から、海浜公園、芦屋釜の里や国民宿舎マリンテラスあしやに隣接する魚見公園および芦屋競走場を位置づけます。

また、芦屋港については観光レジャーの拠点としての利活用の推進を図っており、海浜公園との一帯的なレクリエーションの拠点として位置づけ、今後の施設整備や周辺との連携による事業展開を図ります。



レジャープール「アクアasian」

⑤水産拠点

水産拠点として、芦屋港および柏原漁港を位置づけます。漁港基盤整備には多大な経費がかかることから、既存施設の長寿命化およびライフサイクルコストの縮減化を図り、計画的な維持管理に努めます。

また、芦屋港では、港湾背後地を含めた芦屋港のレジャー港化の推進に向けて、関係機関・団体と連携し協議を進めていきます。



芦屋港

⑥医療拠点

医療拠点として、芦屋中央病院を位置づけ、関係機関と連携した地域医療の充実を目指します。

(2) 核

①都市核

行政拠点、サービス拠点などの各種機能拠点が集積される区域を都市核として設定します。

(3) エリア

現在の土地利用状況を勘案し、次の6つのエリアを設定します。

①住居系エリア

住居系エリアとして、既成市街地内の住宅地、土地区画整理事業などにより創出された住宅地などを位置づけます。

これらの住宅地については、良好な居住環境を確保する観点から、公園や道路整備などの各種事業との連携を図り、都市防災からの安全性や生活利便性の向上を目指します。

②商業系エリア

商業系エリアとして、既存の商業施設の立地がみられる地区を位置づけます。

③工業系エリア

工業系エリアとして、既存の工業施設の立地がみられる山鹿地区の一部を位置づけます。

④農地・漁港エリア

農地・漁港エリアとして、農水産業として利用されている地区並びに付近の集落を位置づけます。

⑤自然系エリア

自然系エリアとして、芦屋海岸、夏井ヶ浜、山鹿の南東部の一部を位置づけます。

⑥レクリエーション系エリア

レクリエーション系エリアとして、総合運動公園、海浜公園などの公園や緑地並びに芦屋競走場などを位置づけます。

(4) 軸

前述の拠点や各、エリア、周辺市町と連携し、相乗的な効果を発揮する結びつきを軸と考え、次のように設定します。

①都市生活軸

芦屋町と周辺市町、各拠点などを連結させる軸を都市生活軸と設定し、日常生活に関わる軸として利便性の向上を図ります。

②都市振興軸

遠賀郡および北九州市を連結させる軸を都市振興軸と設定し、今後も広域的な振興に努めます。

③水と緑のネットワーク軸

町の中央部を流れる遠賀川は、響灘に流れ込んでおり、人々が生活していくうえで重要な資源であるとともに、憩いの空間や緑地空間として、都市の快適性に寄与しています。そこで、遠賀川を水と緑のネットワーク軸と設定します。

また、響灘の「海の自然軸」の一翼を担う芦屋海岸などの海岸線を位置づけ、遠賀川とともに水と緑のネットワーク軸の構築を図ります。

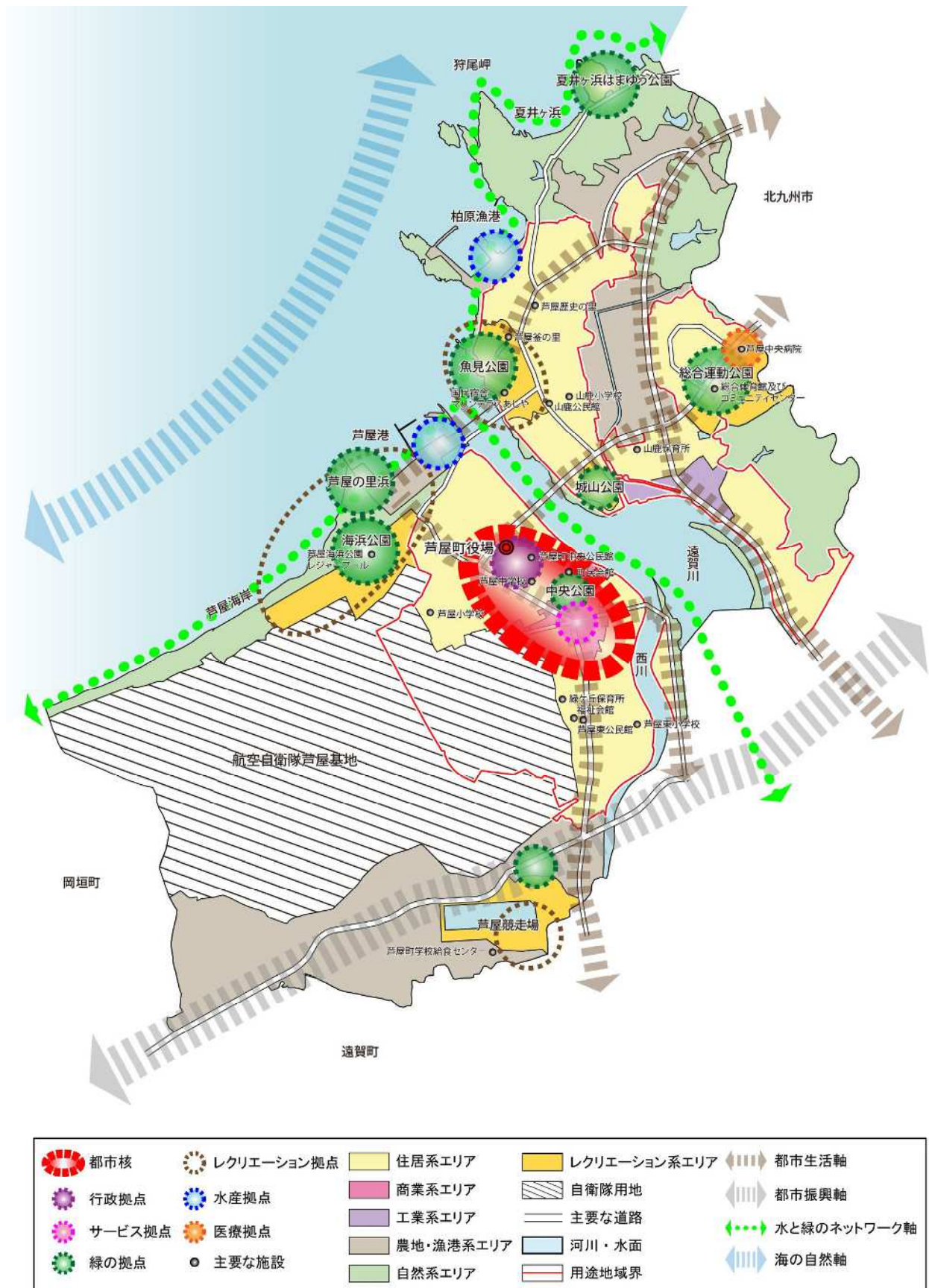
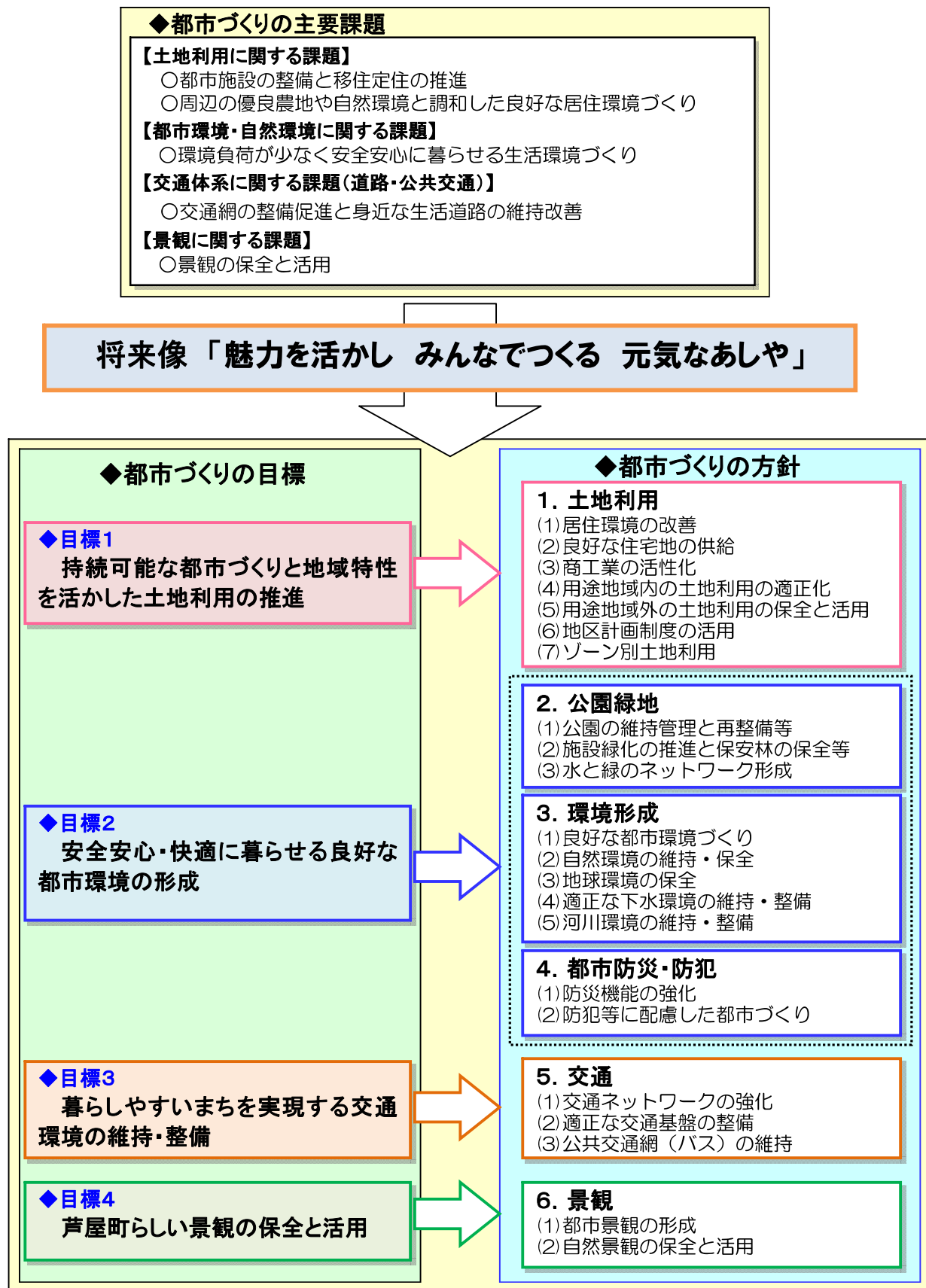


図 将来都市構造図

2-2 都市づくりの方針

「都市づくりの主要課題」、「将来像」、「都市づくりの目標」を踏まえ、「都市づくりの方針」を次のように定めます。



1. 土地利用

芦屋町は、福岡県北部の遠賀川河口に位置しており、美しい自然環境を有した町です。

全域が都市計画区域に指定されており、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を目指した都市づくりを推進しています。しかしながら芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と町の中央部を流れる遠賀川が町域の約 3 分の 1 を占めていることから、実質的な行政面積は限られたものとなっており、有効な土地利用は重要です。

このため、土地利用計画については、「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などをはじめとする各種関連計画との整合を図るとともに、近年の社会経済動向に応じた土地利用が必要です。

このような状況を踏まえ、公共施設の最適配置や活用予定のない町有地については売却を進めるとともに、今後も各種移住定住施策と連携を図る必要があります。

なお、土地利用計画については、これからの都市づくりへの適切な対応とともに、都市的土地利用を推進すべき用途地域内と、自然環境の保全を基本とする用途地域外について、次のような取り組みを進めます。

(1) 居住環境の改善

既成市街地は、古くは遠賀郡の中心都市として栄えたこともあり、老朽化した密集市街地が形成され、狭い生活道路などがみられます。

このため、利便性と安全性の高い生活環境の形成に向けて、居住環境の改善を図る必要があります。特に、市街地の利便性と安全性を高める観点から、生活道路の整備や公園の再整備などを推進するとともに、町営住宅の改修や管理戸数の適正化、長寿命化の推進、居住環境の改善を図ります。

(2) 良好な住宅地の供給

人口の減少に歯止めをかけ、地域の活性化を促すためには、豊かな自然環境に恵まれた環境の中に良好な住宅地を供給していくことが重要となります。また、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや若者が移住定住できる魅力ある都市づくりを目指すことが重要です。

このため、地域特性に応じた用途地域や移住定住を促進するための施策などを検討していくとともに、活用予定のない町有地については、積極的な売却を進めます。



計画市街地（花美坂地区）

(3) 商工業の活性化

既成市街地の商店街では、空店舗や空家を活かした起業の促進・企業誘致を推進することで商店街の活性化を図ることが必要です。

そのためには、農林水産業者や商工業者などの関係者の連携が必要です。地域の様々な主体が参画し、お互いの強みを活かした取り組み（農商工連携）、芦屋製品の付加価値を高めるためのブランド化および販路拡大の取り組みなど関係機関との連携を推進します。



芦屋町商工会

（４）用途地域内の土地利用の適正化

①市街地整備

近年、土地区画整理事業にて花美坂地区の整備を行い、浜口・高浜団地跡地を戸建住宅用宅地として一括で民間に売却するなど、市街地整備を行ってきました。

今後は、公共施設の適正配置や活用されていない町有地の売却などにより土地の有効利用を図ります。

また、商業地の活性化などを目的とした施策などの展開を推進し、中心市街地の活性化に努めます。



正門通り商店街

（５）用途地域外の土地利用の保全と活用

①農用地や優良な農地の保全

農用地や優良農地については、各種法規制との連携を図りながら、その優良な営農条件を将来的に継続できるよう保全に努めます。

②優良な自然環境形成地の保全

市街地周辺の丘陵部や河川、海岸線については、自然の風致を維持し、都市の環境を保持していくため、極力自然地としての保全に努めます。

また、小動物などの良好な生息条件を有している地区や貴重な植物群落がみられる地区についても、自然の生態系を崩さないよう各種法規制との連携を図り、豊かな自然環境の保全に努めます。

ただし、遠賀川や夏井ヶ浜などのレクリエーション的利用が考えられる河川や海浜空間については、今後も自然環境との調和を図りながら、活用方法などを必要に応じて検討します。

③用途地域の指定

現在、用途地域は遠賀川を中心に東西両対岸の市街地を主に指定しています。近年、用途地域の周辺においては、道路を初めとする都市施設の整備などにより、宅地化の動きがみられます。

そこで、こうした地区については町の将来像を考慮に入れながら、関係機関などとの調整を図り、都市的土地利用を推進すべき地区として用途地域の指定などを検討します。

④開発行為

開発行為については、自然環境との調和を図りながら計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、必要に応じて用途地域への編入を検討します。

（６）地区計画制度の活用

良好な居住環境などの保全を図るため、地区計画制度※の導入を図ってきました。今後もよりよい環境形成に向けて、地区計画制度の導入を検討し、都市整備を進めていく必要があります。

また、地域住民の要望などにより環境整備が必要な地区についても、地区計画制度の活用を検討し、秩序ある土地利用を促進します。

〈地区計画制度〉

地区計画制度は、計画の策定段階から地区住民の意向を十分に反映することを義務づけた、住民との協働による都市づくりを目指す制度です。

また、従来の都市づくり体系では十分に対応できなかった地区レベルでの計画的な市街地形成を可能にするとともに、地区単位で土地利用等に関する事項を一体的かつ総合的に一つの詳細な計画として定められるものです。

(7) ゾーン別土地利用

ここでは、これまでの都市構造や用途地域の考え方などを踏まえ、ゾーン毎の土地利用方針を示します。

表 ゾーン別の土地利用方針

地区名	地区別の土地利用方針
低層住宅地	市街地周辺部に形成されている住宅地については、比較的良好な居住環境が整備され、低層系の住宅が主に立地している地区です。 このため、低層住宅専用地区として、現在の居住環境を保全していくとともに、地域の憩いの場となる身近な公園の維持管理や再整備などに取り組み、居住環境の高い地区形成を図ります。
中層住宅地	基地の東側に位置する住宅地は、生活利便性の高い地区であり、中層建築物などが主に立地している地区です。 このため、今後とも現在の良好な居住環境を保全していくとともに、より一層の生活利便性の向上にも努めます。
一般住宅地	幹線道路沿道および市街地中心部に位置する住宅地については、今後も、現在と同様な土地利用を推進していく一般住宅地として設定します。 なお、こうした地区においては、景観や環境面に配慮した街路樹などの整備や居住者の快適性を高めるための公園再整備など、都市施設の整備を促進することで居住環境の向上を図ります。
商業地	正門通り商店街については、既に商業サービス機能の集積がみられ、近隣住民のサービス全般に供する地区です。 しかしながら、車社会による購買力の流出などにより、商業の衰退や市街地の空洞化などの様々な問題が発生しています。 このため、商業サービスの集積・強化を推進する地区として、空店舗や空家を活かした起業の促進や企業誘致を推進することで商店街の活性化などを図ります。 また、山鹿地区の県道竹並芦屋線沿いにおいても、近年商業施設が集積している箇所があり、今後の動向を考慮に入れた土地利用の規制や誘導などを検討します。
工業地	山鹿地区の江川沿いや栗屋地区の一部に位置する工業地については、既に工業集積がなされている地区です。このため、工業地として位置づけ、周辺環境との調和に十分配慮します。
農地	農用地や優良な農地については今後も新鮮な農産物の供給と緑地空間を確保する観点から各種法規制との連携により保全に努めます。
田園集落地	古くから形成されている農業従事者の集落を田園集落地と設定し、周辺環境との調和を図りながら、基盤整備を進めます。 また、競走場付近の田園集落地については、広域的な幹線道路に面する地域であるため、背後地の生産環境との調和を図りながら、都市的な土地利用も検討します。
自然環境保全地	北部の海岸線については、はまゆう群生地などの貴重な自然資源が残されており、景観的にも優れていることから、将来にわたり保全に努めます。
漁港・港湾	芦屋港と柏原漁港は、水産業の振興拠点として、施設の計画的な維持管理に努めます。また、芦屋港では、港湾背後地を含めた芦屋港のレジャー港化の推進に向けて、関係機関や団体と連携し協議を進めます。
主な公園	総合運動公園、魚見公園、城山公園、中央公園、海浜公園などについては、市街地における緑の拠点となることから、今後も人々の憩いの空間として維持管理に努めます。 また、夏井ヶ浜はまゆう公園については、自然のままの海岸線を残した公園として活用を図ります。
芦屋競走場	芦屋競走場の駐車場用地については、利用方法などを今後とも検討します。

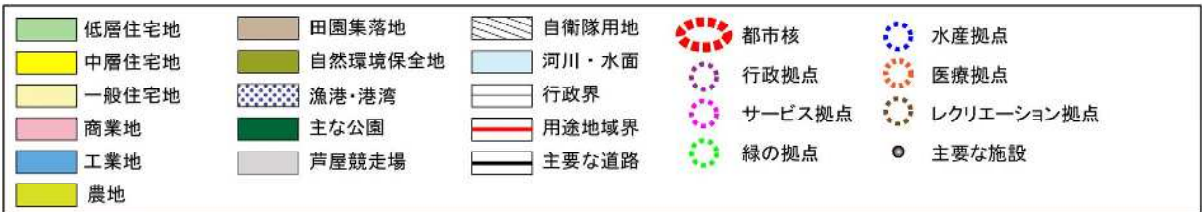


図 土地利用方針

2. 公園緑地

総合運動公園、魚見公園、城山公園、中央公園、海浜公園、夏井ヶ浜はまゆう公園などが整備され、市街地における緑の拠点や人々の憩いの空間として機能しています。

ここでは、都市計画公園およびその他計画により創出される緑地などの現況を踏まえるとともに、各公園緑地の拠点性などを考慮して、身近で利用しやすい公園緑地づくりへ向けて、次のような取り組みを進めます。

（１）公園の維持管理と再整備等

①公園の維持管理と再整備

地域の憩いの場である公園は、自然とのふれあいやレクリエーション活動など、多様な活動の拠点となっています。

このため、住民のみなさんが快適に利用できるよう清掃や除草、施設の点検など、公園の維持管理に努めます。

また、公園の再整備にあたっては、地域のニーズに合った整備を進めるため、住民との協働を推進し、積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みづくりに努めます。



中央公園



夏井ヶ浜はまゆう公園

（２）施設緑化の推進と保安林の保全等

①施設緑化の推進と保安林の保全

緑化活動の推進については、花ボランティア事業などを実施しながら、住民の緑化意識の向上を図ってきましたが、今後も、これらの取り組みの充実に努めます。

また、近年松くい虫による保安林の被害が非常に著しいため、引き続き松くい虫防除や植樹などにより、保安林の保全に努めます。

②まちの資源を活かした緑地の創造

都市骨格を形成する緑地については、重要な自然資源であると同時に貴重な地域資源でもあります。

このため、今後も自然環境との調和を図りながら、自然公園などとしての活用や人々のニーズに合った利用方法を検討します。

また、地域の財産として将来に誇れる松林を作り育て、あわせて飛砂被害を軽減させるため、「芦屋の里浜づくり」に取り組んでいます。今後は、松林を長期的に育て、守り、活用する方法を検討します。



芦屋の里浜づくり

（３）水と緑のネットワークの形成

まちと融合した水と緑の空間の形成には、河川や海岸線と公園や緑地を有機的に連結させ、利用度を高めていくことが重要となります。

このため、河川沿いにおける緑地帯や公園緑地を線的な散策路などで結ぶことにより、身近な緑あふれる都市環境の形成を図ります。

3. 環境形成

芦屋町では遠賀川から流れ出るごみや芦屋海岸の飛砂の問題など、地域の実情に即した身近な環境保全に関する取り組みが必要です。

また、地球温暖化に伴う異常気象といった地球規模での問題解決のため、地域として負える責任を果たしていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、様々な主体（住民・事業者・町など）が連携・協力し、環境課題に取り組むための基本的な指針として平成26年（2014年）度に「芦屋町環境基本計画」を策定しています。

今後は、計画に基づき、地域や河川、海岸の環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成に向けたごみの資源化や減量化、省エネルギー化、環境教育など、環境保全に向けた様々な取り組みを進めます。

（１）良好な都市環境づくり

芦屋町では、市街地およびその周辺に豊かな水辺や緑が多くみられるため、これらの水辺や緑を活かし、地域の環境美化などに努めます。

また、市街地周辺の農地は、生産の場としてのみならず、雨水の保水などの水の循環機能、緑地としての環境保全機能、さらに土や生物とふれあう環境学習機能など、多様な役割を担っています。

このため、農用地や優良農地については各種法規制との連携により保全に努め、田園集落地については、生活の場でもあることを考慮して、周辺環境との調和を図りながら、基盤整備を進めます。

（２）自然環境の維持・保全

自然は、一度崩壊すると復元までに数十年を要する貴重な資源であり、動植物の生息空間や人々に安らぎを与える多機能な空間であることから、自然環境の保護に努め、良質な自然環境を後世に残していく必要があります。

芦屋町には、はまゆう群生地をはじめ、数多くの貴重な自然が残されており、今後も保全していく必要があります。

このため、関係機関と連携して森林や美しい海岸を維持するため、適切な維持管理および保全対策を進め、貴重な自然環境を保護していくとともに、都市整備においても環境にやさしい整備に努めます。

また、環境破壊につながるごみの不法投棄などに対しても、広報活動などを通じて広く住民に協力を求め、行政と住民が一体となった取り組みを進めます。



はまゆう群生地

（３）地球環境の保全

芦屋町における二酸化炭素排出量は、電気や燃料の消費によるものが大部分を占めており、家庭での省エネ対策やバス利用による自動車交通からの転換など、身近な活動が環境問題の解決への糸口となることも数多くあります。

このため、町の事務や事業に伴う二酸化炭素排出量の削減が可能となる省エネルギーや再生可能エネルギーの導入検討などとともに、広報やパンフレットを通じて地球環境問題の啓発に努めます。また、リサイクルや、省エネルギー対策など身近にできるものから活動を進めていくことで、今後の地球環境問題への対応を図ります。

（４）適正な下水環境の維持・整備

下水道施設は、日常生活や社会経済活動を営むうえで、基本的な要件をなす都市施設です。

芦屋町の下水道は、公共下水道事業により町全域の整備が概ね完了しているため、今後の下水道の整備については、長期的な視点にたちその整備の方向性を以下のように設定します。

①維持・管理の方針

下水道施設（管きょ、処理場、ポンプ場）については、長寿命化計画およびストックマネジメント計画に基づき計画的に、点検・調査、修繕・改築・更新を実施します。

また、下水道事業の経営安定化に向け、中長期的な改善策について、広域連携を含めた検討を進めます。

②雨水への対処

近年の集中豪雨による浸水被害に対処するため、ハード対策に加え、ソフト対策による総合的な雨水対策に取り組みます。

また、雨水幹線などの維持管理については、ストックマネジメント計画に基づき計画的に実施します。

（５）河川環境の維持・整備

①主要河川

主要河川としては、町内を大きく２分し地域のシンボルとなる遠賀川があげられます。

遠賀川については、水害などの自然災害への配慮から、河口堰などが建設（治水事業）され、地域住民の安全性が確保されています。

遠賀川の川づくりにあたっては地域住民、関係機関・自治体との連携のもと、安全で安心な暮らしの確保とともに、多様な生物の生息環境にも配慮した整備が必要となるため、河川管理者に働きかけを行います。

②中小河川

主要河川としては、遠賀川水系の西川や江川などがあげられます。

遠賀川水系の西川や江川には不法に係留されているプレジャーボートなどによる問題（ごみの不法投棄、騒音などによる生活環境悪化、沈没など）が発生しています。

このため、遠賀川・西川の河川管理者である国および江川の河川管理者である県に対し、早期の不法係留船撤去および不法係留船受入施設の確保について積極的に取り組んでもらうよう、引き続き要望します。

4. 都市防災・防犯

近年の地震や水害などの自然災害により、安全安心に関する住民の意識や要望は高くなっています。

こうした状況を踏まえ、芦屋町では、地域防災計画に基づく総合的な防災対策の実施、防犯対策、交通安全対策を進めてきました。

今後も、災害などから住民の生命や財産を守るため、防災体制の強化とともに、犯罪被害の防止や交通安全に対する啓発を進め、安全で安心して暮らせる取り組みを進めます。

(1) 防災機能の強化

災害対策基本法に基づく災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波などの異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発などにより生ずる被害を災害としていますが、これらの災害のうち、都市の防災に係わる都市災害としては、概ね以下のようなものが考えられます。

- I. 地震災害・・・・・・・・・・構造物及びライフラインの破壊、同時多発火災、津波
- II. 火事による災害・・・・・・・・延焼火災、市街地火災
- III. 暴風雨等による災害・・・・建物損壊、洪水、内水浸水、土砂崩れ、高潮
- IV. 危険物災害・・・・・・・・貯蔵危険物の漏出・爆発
- V. その他の災害・・・・・・・・地すべりなどの災害

芦屋町においても、このような災害に直面する可能性はあり、住民の生命と財産を守るため、災害に強い安心して暮らせる都市づくりを進める必要があります。

特に、我が国の特筆とも言うべき地震災害時においては、建造物自体の安全性の確保が従来より求められており、公共施設の防災性の強化を図るとともに、住宅などの一般建築物についても防災性が高まるよう働きかけていく必要があります。

また、先の東日本大震災や熊本地震における教訓を踏まえ、建物構造などのハード対策だけではなく、防災教育やハザードマップの作成などのソフト対策に取り組む必要があります。

このため、地域防災計画の定期的な見直しなどにより、防災体制のとれた災害に強い都市づくりを計画的に進め、より快適で安全な都市空間を創造していく必要があります。そこで、都市防災・防犯等の方向性を以下のように設定します。

①災害に強い都市づくり

災害に強い都市づくりを進めるためには、安全性強化のためのハード整備を行う必要があります。

このため、道路、公園、上下水道などの各事業との連携を図りながら災害に備えた整備を促進し、災害の未然防止、災害時における防災活動の円滑化、安全空間の確保を図ります。

②防災体制づくり

災害発生時において、自分の身を守る（自助）とともに、地域住民が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

このため、共助の取り組みを担う自主防災組織の充実・強化を図るとともに、各地区における防災訓練の実施、住民への指導や支援を推進し、防災体制の確立に努めます。

また、航空自衛隊芦屋基地と連携した防災活動を引き続き実施します。

③防災に関する普及活動

防災活動については、行政だけでは十分な対応は難しいため、各関係機関や団体および住民が一体となって災害に対して備えていく必要があります。

このため、広報活動、ハザードマップの周知を通じて、住民への災害危険箇所や避難所などの周知に努め、防災に対する住民意識の高揚を図ります。

なお、高齢者、障がい者などの災害時要援護者への広報に十分配慮するとともに、要援護者への対応や災害時の男女ニーズの違いなどにも留意したわかりやすい広報資料の作成に努めます。



あしやハンズ・オン・キッズ
「防災アクション」

(2) 防犯等に配慮した都市づくり

多様化する犯罪や高齢者の交通事故などに対応するため、防犯や安全に配慮した都市整備を行う必要があります。

このため、街路灯や交通安全施設の充実とともに、自治区などと連携した防犯・交通安全活動などの取り組みを推進します。

①防犯対策

防犯パトロールや通学時のパトロールの強化など自治区や各種団体との連携による防犯活動を推進します。

また、街路灯の充実や防犯カメラの設置など防犯環境の整備を進めるとともに、「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の除却や適正管理に努めます。

②交通安全対策

歩行者などの安全確保を図るため、歩道や自転車道の整備を進めるとともに、道路反射鏡などの交通安全施設の充実を図ります。

また、警察や交通安全協会、自治区などと連携し、交通安全教室・講習会の開催、キャンペーン、広報活動など、交通安全指導の充実と啓発に努めます。



交通安全パトロール

5. 交通

芦屋町では、住民の主な交通手段として自家用車、乗合バス、徒歩となっており、自動車交通を支える道路はもっとも重要な都市施設です。また、鉄道の駅がない町にとって、バスは住民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を果たしています。

このため、町が管理する道路や道路施設の劣化状況の調査・点検を踏まえ、計画的な維持管理や道路整備を行います。また、町や交通事業者、住民など関係者が一体となって公共交通網（バス）を維持する取り組みなどにより、交通利便性や生活利便性の高い都市づくりを進めます。

（１）交通ネットワークの強化

芦屋町では、広域幹線道路への接続が整い、近隣市町への交通ネットワークが確保されています。

今後も国道3号などの広域幹線道路と連結する幹線道路および橋梁などの維持管理を適切に行うとともに、芦屋町と近隣市町や広域都市圏での交通ネットワーク強化に努めます。

（２）適正な交通基盤の整備

①道 路

市街地を中心とした円滑な交通を確保するため、骨格的な道路網（幹線道路・補助幹線道路）を選定し、体系的な交通ネットワークを形成していくものとします。

幹線道路については、芦屋町と近隣市町を結ぶ都市軸としての機能を有し、かつ交通量が多い国道495号や芦屋水巻線などを幹線道路として位置づけます。

補助幹線道路については、町内の中心市街地と各地区を結び、交通量がやや少ない直方芦屋線などを補助幹線道路として位置づけます。

市街地を形成する道路については、インフラ長寿命化基本計画の策定や定期点検要領などに基づき、点検を実施し、よりよい居住環境の形成に向けて計画的に修繕や更新を実施します。

また、道路整備にあたっては、歩行者に対しても十分配慮して、道路の機能や計画路線の沿線環境に応じて広幅員歩道や歩行者専用道路の整備を検討します。

なお、長期間未整備な状況にある一部の都市計画道路については、今後の社会経済情勢や交通量の予測などを踏まえ、必要に応じて路線の見直しを行います。



国道 495 号（芦屋大城付近）



なみかけ大橋

②サイクリングコース・周遊路

サイクリングコースについては、既設の直方北九州自転車道、遠賀川宗像自転車道および海岸線の自転車道を位置づけ、これらのネットワーク化により、広域的な自転車利用への対応を図ります。

また、周遊路については、核や拠点とのネットワークを考慮して、道路網や河川堤防上を位置づけます。

③駐車場

レクリエーション拠点など人々が集う場所においては、駐車場は必要不可欠です。

このため、人口減少や少子高齢社会における駐車場需要と供給のバランス、多様な駐車場需要（観光バス駐車場の整備、バリアフリー化など）への対応など、将来を見通した駐車場の配置に努めます。

（３）公共交通網（バス）の維持

町や交通事業者、住民など関係者が一体となって公共交通の利用促進に関する取り組みを推進し、都市づくりと連携しながら公共交通を活性化していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、公共交通の将来のあり方についての基本となる方針や目標などを定める「芦屋町地域公共交通網形成計画」を策定しています。

今後は、計画に基づき、地域住民の利用状況やニーズなどを把握しながら、既存の公共交通が効率的で効果的なものになるように、交通再編の検討などの取り組みを進めます。



芦屋タウンバス



北九州市営バス

表 将来交通網

区 分	名 称	備 考
幹線道路	3・3・1 芦屋水巻線	
	3・3・2 若松芦屋福岡線	国道495号
	3・4・1 芦屋遠賀線	
	3・4・2 竹並芦屋線	
補助幹線道路	3・4・3 幸町西浜線	
	3・4・4 正津ヶ浜山鹿線	
	3・4・5 田屋柏原線	
	3・5・1 直方芦屋線	県道高浜東町線
	3・5・2 惣ヶ瀬1号線	
	はまゆう観光道路	1級町道
サイクリングコース	直方北九州自転車道	
周遊路	A	3・4・3幸町西浜線
	B	3・4・4正津ヶ浜山鹿線
	C	3・3・1芦屋水巻線
	D	2級町道 白浜町9号線
	E	2級町道 白浜町1号線
	F	3・4・1芦屋遠賀線
	G	3・4・2竹並芦屋線
	H	1級町道 中ノ浜15号線
	I	2級町道 中ノ浜正門線
	J	2級町道 中ノ浜船頭町線
	K	遠賀川および西川堤防上



図 交通施策方針（道路）

6. 景 観

景観を構成する要素としては、建築物や工作物、道路や橋梁などの構造物から構成される都市景観、遠賀川や海岸線の広望、はまゆう群生地をはじめとする自然景観が主なものとしてあげられ、居住環境や住民の生活に密接に関係しています。

近年の社会経済の成熟化とともに、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、良好な景観形成に対する住民のニーズが高まっています。

また、地域の歴史や文化、風土に根ざした美しいまちなみに対する人々の意識も高まっており、観光を推進するうえでも、良好な景観形成による地域の魅力の維持・創出は極めて重要です。

このため、景観形成においては、遠賀川や海岸線の自然景観の保全と活用を基本的な考えとして、都市景観と自然景観の調和を図ります。

（１）都市景観の形成

市街地は、社会経済活動の基盤となる空間であることから、道路や公園などの都市施設のデザイン性の向上を図り、機能美を持ち合わせた都市空間の形成に努めます。

また、住民との協働による街路景観づくりや屋外広告物の規制など既存の取り組みの推進とともに、景観に対する意識の醸成や啓発に努め、美しい都市景観の形成を図ります。

（２）自然景観の保全と活用

芦屋町は北東部から北西部にかけて響灘に面しており、町の中央を流れる遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される海食台や断層などの特徴的な海岸、西側は白砂青松のなだらかな海岸となっています。これらの豊かな自然環境は、ふるさとの原風景として重要な要素となっています。

このため、自然景観や動植物の生息・生育環境の保全の観点から、適切な保全対策を進めます。

また、これら自然環境や地域資源は、住民のみならず、近隣市町の住民にとっても大きな魅力であると考えられます。今後もこの貴重な地域資源の活用方法などについて検討します。



なみかけ大橋からの夕日



夏井ヶ浜はまゆう公園
(響愛の鐘)

第3章 都市づくりの実現に向けて

第3章 都市づくりの実現に向けて

都市計画マスタープランを推進するためには、住民・事業者・行政などの協働による都市づくりの推進、都市計画制度の活用と整備の優先性、実現に向けた仕組みづくり、社会経済情勢の変化に対応した進捗管理と計画の見直しが必要となります。

これらを推進することにより、本町の将来像に掲げる「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現を目指します。

3-1 協働による都市づくりの推進

都市づくりは、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応しつつ、住民・事業者・行政などが適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力をあわせて進めていく、協働による取り組みが重要となります。

このため、都市づくりに関する情報の提供や自主的な都市づくり活動への支援、住民参加の推進などの取り組みを進めます。

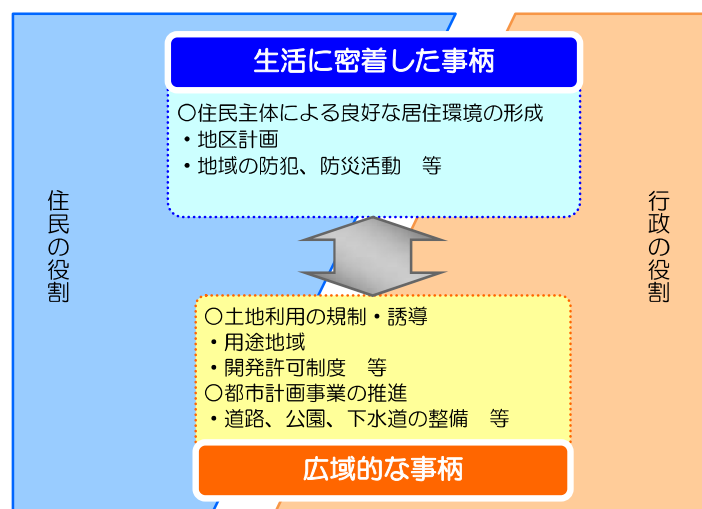
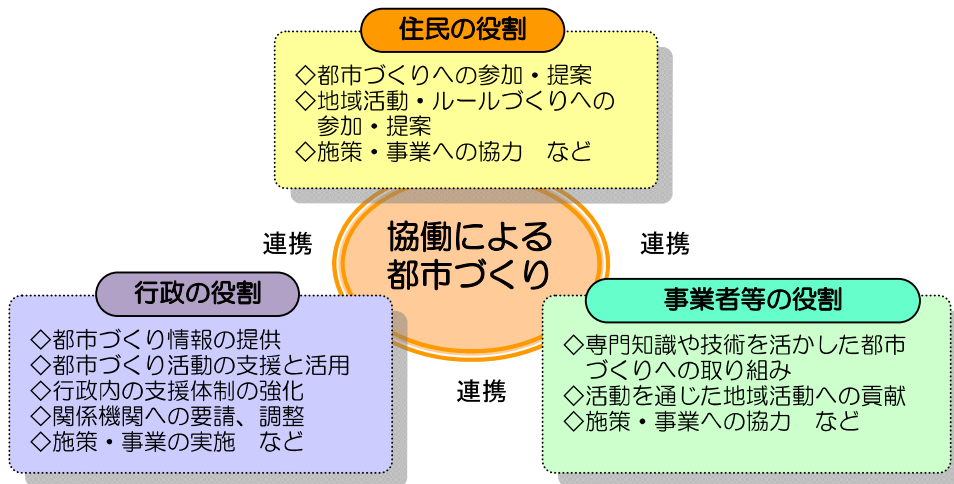


図 協働による都市づくりのイメージ

3-2 効果的・効率的な都市づくりの推進

1. 都市整備に関する個別計画の推進

都市計画マスタープランは、都市づくりに関する目標や基本的な方針を示すものです。今後、この方針に沿って実現化を図るため、公共施設等総合管理計画、公共交通網形成計画、環境基本計画など、必要となる個別計画の見直しや策定を行います。また、事業の実施を進めるとともに、用途地域や都市計画道路等の都市計画の決定や変更への取り組みを進めます。

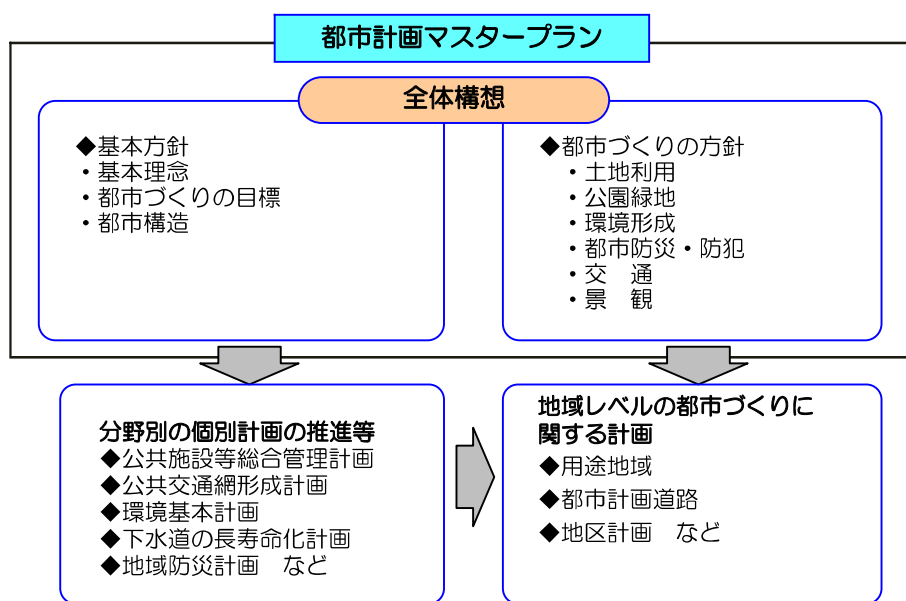


図 都市計画に関する個別計画の推進イメージ

2. 都市計画制度の活用と整備の優先性

都市計画マスタープランで示した方針や施策の実施は、限られた財源の中でより効果が得られるように、計画の実現性や事業の優先性、緊急性、都市整備上の効果など総合的に判断して進めます。

具体的には、国や県の各種事業と連携しつつ、都市施設の整備（都市計画道路、公園緑地、下水道等）、用途地域等の都市計画制度や事業を推進し、社会経済情勢などを踏まえた整備の推進と見直しに努め、実現性のある効果的な都市づくりを目指します。

3. 都市づくりの推進体制の充実

（1）都市づくりの環境づくり

都市づくりを進めていくためには、都市づくりに参加しやすい環境づくりや人材の育成などが必要です。生涯学習講座の充実やこれからの芦屋町を担う児童・生徒への都市づくり教育の取り組みとともに、協働による都市づくりの醸成に向けた環境づくりと人材の育成による基盤づくりを進めます。

（2）都市づくりの推進および支援体制の整備

都市計画マスタープランの施策や都市施設などの整備にあたっては、都市づくりに係わる部門や関係機関との調整と効率的な取り組みが必要であるため、推進体制の強化を図ります。

また、地域の実情にあった都市づくりの実現に向けては、住民との協働が不可欠であり、必要な

情報の提供や適切な支援に努めます。

（３）民間活力の導入

公共施設の整備や市街地における住宅供給、商業施設の充実などは、効率的な財政運営の視点から、民間企業のノウハウや資本などを活用し、民間活力の導入を検討します。

3-3 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し

（１）適正な進行管理

都市計画マスタープランと関連する個別計画（Plan）に基づき、各種制度や事業を活用して計画を実施（Do）し、その成果や効果を評価・検証（Check）します。さらに、必要に応じて見直し・改善（Act）を行い、次の計画（Plan）へとつなげていく、PDCA サイクルの取り組みによる適切な進行管理を行っていきます。

（２）都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、その間には、都市づくりの進捗状況や社会経済情勢の変化も予想されます。このため、本計画では 20 年間の長期の計画期間を設定していますが、関連する諸計画や社会情勢などの変化が生じた際は、計画期間内でも必要に応じて計画の見直しを行います。

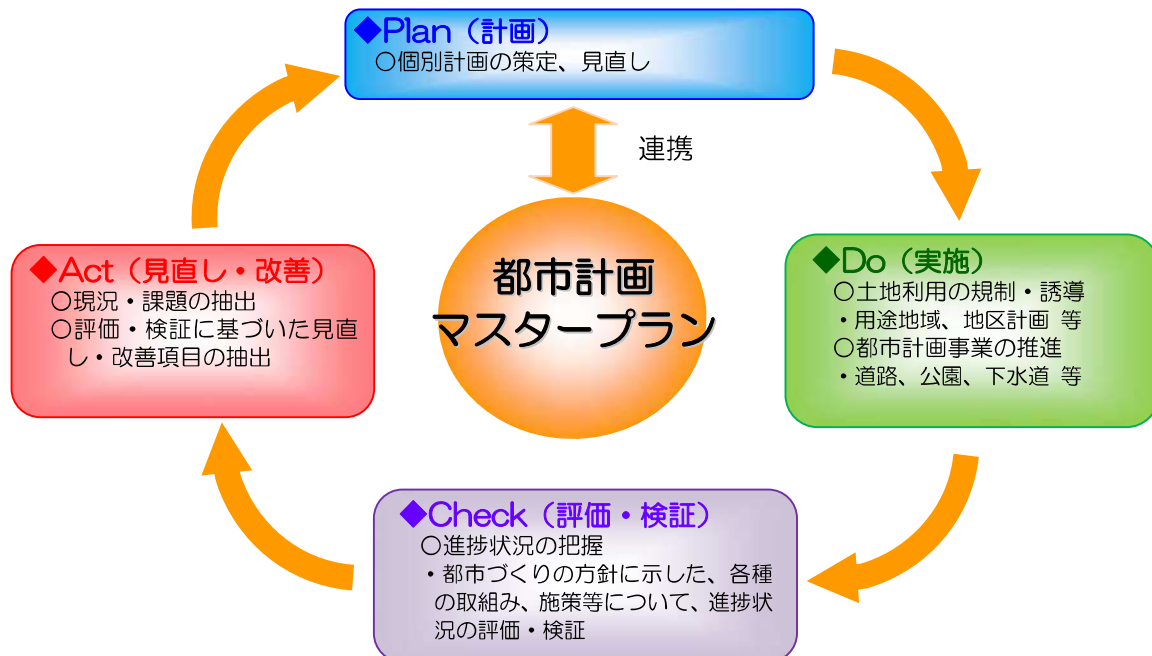
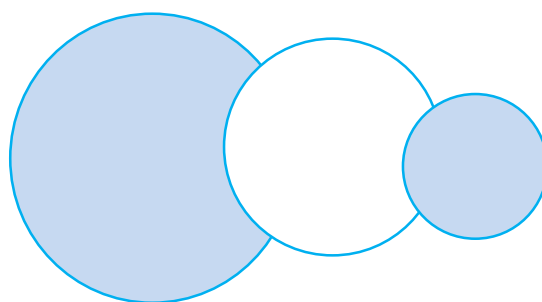


図 計画の進行管理イメージ

參考資料



参考資料

1 検討経過

年月日		区 分	内 容
平成 29 年 (2017 年)	8 月 17 日	第 1 回 都市計画審議会	○都市計画マスタープラン見直しの目的、位置づけ等 ○都市計画マスタープラン見直しの体制、スケジュール ○芦屋町の現況と動向等
	12 月 4 日	第 2 回 都市計画審議会	○まちづくりの主要課題 ○計画の全体構成 ○全体構想（基本構想）
平成 30 年 (2018 年)	1 月 10 日	第 3 回 都市計画審議会	○芦屋町都市計画マスタープラン（素案）
	2 月 1 日 ～2 月 28 日	パブリックコメ ント	○芦屋町都市計画マスタープラン（素案） ※実施結果：提出意見なし
	3 月 9 日	答申	○都市計画審議会より都市計画マスタープラン（案）の答 申
	3 月 14 日	成案化	○芦屋町都市計画マスタープラン

2 委員名簿

《都市計画審議会》

区 分		氏 名	所属・役職等
1	学識経験者	内田 晃	北九州市立大学 地域戦略研究所
2	学識経験者	藤崎 英毅	住宅アドバイザー
3	学識経験者	吉永 武	元職員
4	学識経験者	吉永 彰	有限会社 設計室バル 代表取締役
5	住民代表	石川 智雄	区長会 会長
6	住民代表	吉田 英治	商工会
7	住民代表	中山 孝泰	農業委員会
8	住民代表	草野 智恵子	婦人会
9	住民代表	丹生 愛子	女性防火・防災クラブ
10	行政機関	平田 泰雄	北九州市土整備事務所 建築指導課建築審査係長

3 用語の解説

五十音	用 語	解 説
あ行	沿道	道路に沿った地域ののこと。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称のこと。
か行	街区公園	主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 250m の範囲内で面積 0.25ha を標準として配置する公園のこと。
	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
	改良済延長	道路用地が計画幅員どおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長のこと。
	概成済延長	概成済とは、改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2／3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間の延長のこと。
	給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。
	協働	住民、企業、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取り組みや事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
	居住環境	すまいの快適さなどに影響を及ぼす周囲の自然・社会環境のこと。
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 500m の範囲内で面積 2ha を標準として配置する公園のこと。
	経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地の面積のこと。経営体が所有している耕地のうち貸しつけている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置し、管理する下水道のこと。
	公共交通	鉄道、バス、船舶、飛行機等の不特定多数の人々が利用する交通機関のこと。
	交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、都道府県警察（公安委員会）が整備するもの（交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等）と、市町村などの道路管理者が整備するもの（街路照明灯、カーブミラー、街路柵、車止めボール等）がある。
	交流人口	その地域に住む居住者に対し、観光客のように他の地域から来訪してくる人数。
	国勢調査	国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査のこと。5年ごとに実施している。
	コンパクトな都市づくり	今後、高齢化社会の進展や環境問題等を踏まえ、住居、店舗その他の施設が郊外に分散的に立地しているのではなく、徒歩・自転車及び公共交通等を充実させて、中心市街地を中心に一定の範囲にコンパクトに集まった都市を形成するまちづくりを目指すこと。
さ行	市街地開発事業	総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもので、土地区画整理事業などのこと。
	自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。

五十音	用 語	解 説
さ行	重要文化財	日本に所在する建造物、美術工芸品、考古資料、歴史資料等の有形文化財のうち、歴史上・芸術上の価値の高いもの、または学術的に価値の高いものとして文化財保護法に基づき日本国政府（文部科学大臣）が指定した文化財のこと。
	循環型社会	地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換をイメージし、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくする社会のこと。
	処理人口	（下水道）処理人口は、下水道を利用できる地域の人口のこと。
	生活環境	人間の日常生活に直接・間接の影響を与える、大気や水・大地などの自然的・社会的状況のこと。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的环境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。
	総合公園	総合公園は、都市公園の一種。都市基幹公園に分類され、「都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する」公園のこと。
	総合振興計画（総合計画）	自治体の全てのまちづくりの基本となる最も上位に位置づけられた計画のことで、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成され、まちづくりを行う住民と行政の指針となるもの。
た行	地区計画	地区の特性に応じた良好な環境の整備や保全のための方針と具体的な整備計画を、住民と行政が連携して定める都市計画のこと。
	都市機能	一般的には、人々が暮らす上で必要となる、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能などのこと。
	都市計画区域	都市計画を策定する場ともいうべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のこと。
	都市計画制度	都市計画とは、自分たちの住むまちの健全な発展と秩序ある整備を行っていくために、土地の使われ方・建て方、道路や公園などの都市施設の整備、土地区画整理や市街地開発などの事業を行い、まちづくりを進めていくためのルール。都市計画制度は、このルールの実効性を担保するために土地所有権などの私権に対して制限を行って行くもの。
	都市計画区域マスタープラン	市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画のこと。
	都市計画公園	都市計画法に基づき、都市計画でその区域が定められている公園、緑地。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	都市構造	都市の骨格となる交通網や土地利用をベースに、都市の姿を概念的に簡単に表現すること。
	都市施設	道路、公園、水道、学校、病院など、都市計画に定めることができる都市に必要な施設のこと。
	土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業のこと。

五十音	用 語	解 説
な行	農業振興地域	自然的・経済的・社会諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。
は行	ハザードマップ	洪水や津波などの自然災害に対して危険なところを示した地図のこと。
	バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活や活動をする上で、障がいとなっている部分を除去すること。
や行	用途地域	良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度のこと。
ら行	ライフライン	ガス・水道・電気・電話・流通などの生活を支えるシステムのこと。
	レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを癒やすため、娯楽、余暇、レジャーなどで楽しむこと。

Town of Ashiya City Planning Master Plan



芦屋町都市計画マスタープラン

| 制 作 | 平成30年3月

芦屋町 企画政策課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL : 093-223-0881 (代) FAX : 093-223-3927

URL : <http://www.town.ashiya.lg.jp/>